

KAISEI The basic environment plan

いつまでも
うるおいとせせらぎのあるまち
かいせい

開成町
環境基本計画
2017~2024

平成 29 年 3 月
開成町

リサイクル
マーク

植物油インキ
マーク

目 次

I 開成町環境基本計画改定の背景

1 環境を取り巻く動き	2
2 環境基本計画（2012～2016）の達成度	6
3 環境基本計画（2017～2024）の基本的事項	8

II まちの様子と人々の暮らし

1 自然環境に関する現況と課題	12
2 生活環境に関する現況と課題	14
3 地球環境に関する現況と課題	16
4 環境まちづくりに関する現況と課題	21

III まちがめざすもの

1 わたしたちがしなければならないこと	24
2 町の将来像と基本目標	25

IV 目標の実現に向けた取組み

1 取組みの体系	28
2 取組みの方針と主体別の取組み	30
3 みんなで優先的に取組む重点プラン	48

V 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制	54
2 計画の進行管理・推進方策	56

資料編

1 開成町環境基本条例	
2 開成町きれいなまちをつくる条例	
3 開成町環境審議会答申	
4 開成町環境審議会委員名簿及び審議経過	
5 開成町環境基本計画推進会議委員名簿及び検討経過	
6 環境基準	
7 省エネ家計簿	

I 開成町環境基本計画改定の背景

ここでは、環境を取り巻く様々な状況について整理するとともに、平成 24 年 3 月に改定された「開成町環境基本計画 2012～2016」における取組みの成果を検証し、環境基本計画の改定に向けての基本的考え方を示します。

1 環境を取り巻く動き

(1)我が国の環境問題

《地球温暖化に関する状況》

温室効果ガスの排出量は、産業・運輸部門での改善努力にもかかわらず、業務・家庭部門での排出量の増加に歯止めがかけられていません。京都議定書で示された約束期間（2008～2012年）の削減目標の6%（1990年比）については、森林吸収量の確保及び外国の排出権購入¹⁾を加味することで、どうにか達成されています。

しかし、世界全体で見ると CO₂ 排出量は依然、増加しており、中・長期的な削減目標を設定する必要があります。一方で最大限の緩和策（温室効果ガス排出削減等）を実施したとしても、気候変動の影響を完全には避けられないとの認識も広がっており、緩和策とともに、気候変動による悪影響へ備える「適応策」を実施することの重要性が指摘されるようになりました。

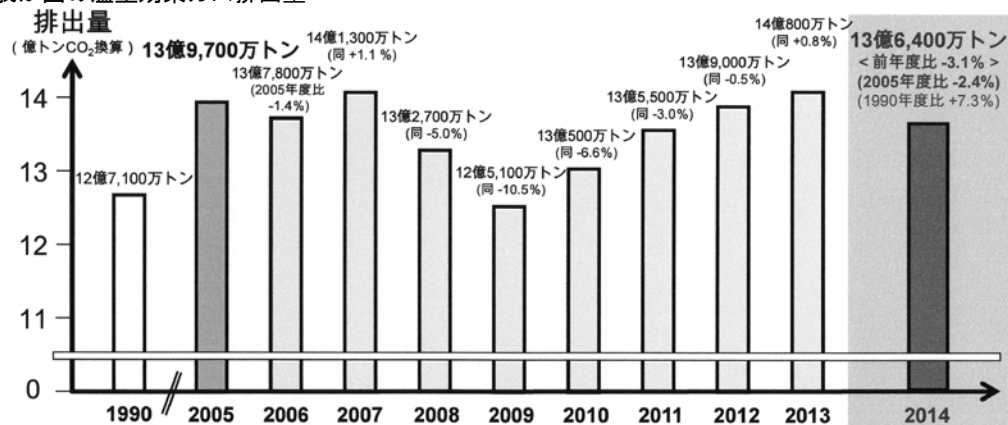
こうした中、2015 年（平成 27 年）12 月、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、この COP21 において全ての国が参加する 2020 年（平成 32 年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定においては、世界共通の長期目標として 2℃の目標設定、主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること、適応の長期目標の設定などが盛り込まれました。

我が国では京都議定書の約束期間以降、カンクン合意に基づき、2020 年度（平成 32 年度）における温室効果ガスの削減目標を、3.8%削減（2005 年度比）することを、COP19（2013 年）において表明したほか、平成 27 年 7 月には、「日本の約束草案」を決定し、2030 年度の中期削減目標を、26%削減（2013 年度比）とすることを目標として掲げています。

平成 28 年 5 月には、2030 年度の中期削減目標達成のため、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されています。また、「適応策」の重要性を踏まえ、地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対する施策として、平成 27 年 11 月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定され、「緩和策」「適応策」の両輪で地球温暖化対策の取組みが進められています。

我が国における平均気温は、この 100 年間で約 1.2℃上昇し、日降水量 100 ミリ以上の大雨や猛暑日の日数が増加しており、地球温暖化が原因とされるこれらの現象は、今後、農業や日常生活に大きな影響をもたらすことも予想されます。

図 01ー我が国の温室効果ガス排出量



注1 「確報値」とは、我が国の温室効果ガスの排出・吸収目録として気候変動に関する国際連合枠組条約（以下、「条約」という。）事務局に正式に提出する値という意味である。今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、今回とりまとめた確報値が再計算される場合がある。
注2 今回とりまとめた排出量は、条約の下で温室効果ガス排出・吸収目録の報告について定めたガイドラインに基づき、より正確に算定できるよう一部の算定方法について更なる見直しを行ったこと、2014年度速報値（2015年11月26日公表）の算定以降に利用可能となった各種統計等の年報値に基づき排出量の再計算を行ったことにより、2014年度速報値との間で差異が生じている。
注3 各年度の排出量及び過年度からの増減割合（「2005年度比」等）には、京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量は加味していない。

（出典：環境省ホームページ 2014 年度（平成 26 年度）温室効果ガス排出量 確報値 概要）

¹⁾ 排出権購入：温室効果ガス削減目標の補完的手段として、排出削減量が京都議定書で定めた削減目標を達成し、更に削減できた国から、その余剰分を金銭で購入することができる仕組み。

《自然環境・生物多様性に関する状況》

国土の約2/3は森林で占められており、これらの緑は光合成により二酸化炭素を吸収することで地球の温暖化防止に重要な役割を果たすとともに、野生動植物の生息・生育の場となっています。また、海域については約35,000kmに及ぶ海岸線延長と約447万平方kmに及ぶ世界有数の領海と排他的経済水域²⁾面積を有し、水産資源にも恵まれています。

しかし、自然地の開発や管理が十分に行われないことによる森林荒廃、外来種の持ち込みなど、様々な人間活動によりこれらの自然環境が破壊され、生物の生息地が喪失・分断されているほか、種の絶滅速度が速まるなど、生態系への影響が懸念されています。加えて、地球温暖化は生態系の変化をもたらす重要な要因の一つと考えられており、高山帯や島嶼などの脆弱な生態系への影響、湖沼、河川における水温上昇による水生生物への影響なども危惧されています。

《水環境に関する状況》

水環境については、徐々に改善の傾向にあるものの、湖沼、内湾、内海などの閉じた水域での水質基準の達成率はなお低い状況にあります。

国では、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することなどを目的に、平成26年7月に「水循環基本法」を施行し、平成27年7月には法で定められた目的を達成するため、我が国の水循環に関する施策の基本となる計画として、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた「水循環基本計画」が決定されています。

8月1日の「水の日」は、水循環基本法に基づき定められた日で、国民に、水資源の有限性、水の貴重さ、水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めることを目的としており、国・県等が連携し、全国的に水に関する啓発事業等が実施されています。

また、広く国民に向けた情報発信等を目的とした官民連携プロジェクト「ウォータープロジェクト」を平成26年8月に発足させ、多くの企業が取り組んでいる水の取り組みの紹介、国民への水の重要性や正しい情報の発信を促進しているとともに、流域別下水道整備総合計画等の水質保全に資する計画の策定の推進、適切な下水処理水等の有効利用、雨水の貯留浸透や再利用を推進しています。

《大気・土壌環境に関する状況》

大気環境は、全体としては改善の傾向にありますが、光化学スモッグの原因となる、工場や自動車の排煙から生成される光化学オキシダントについては、平均濃度が少しずつ高くなる傾向にあります。

市街地等の土壌汚染についても、土壌環境基準等を超えた汚染の事例は増加傾向にあり、これは、工場跡地などの再開発や売却の際に自主的に汚染調査を行う事業者が増えたことによる部分も大きいと考えられますが、自然由来汚染¹⁾の判明などにより、今後も増加することが予想されます。

²⁾ 排他的経済水域：国連海洋法条約に基づいて設定される、経済的な権利（資源開発等）及び海洋汚染防止の義務が及ぶ水域。

¹⁾ 自然由来汚染：自然の岩石や堆積物中に含まれる、生物に有害な重金属等（カドミウム、水銀、ヒ素など）による環境汚染。

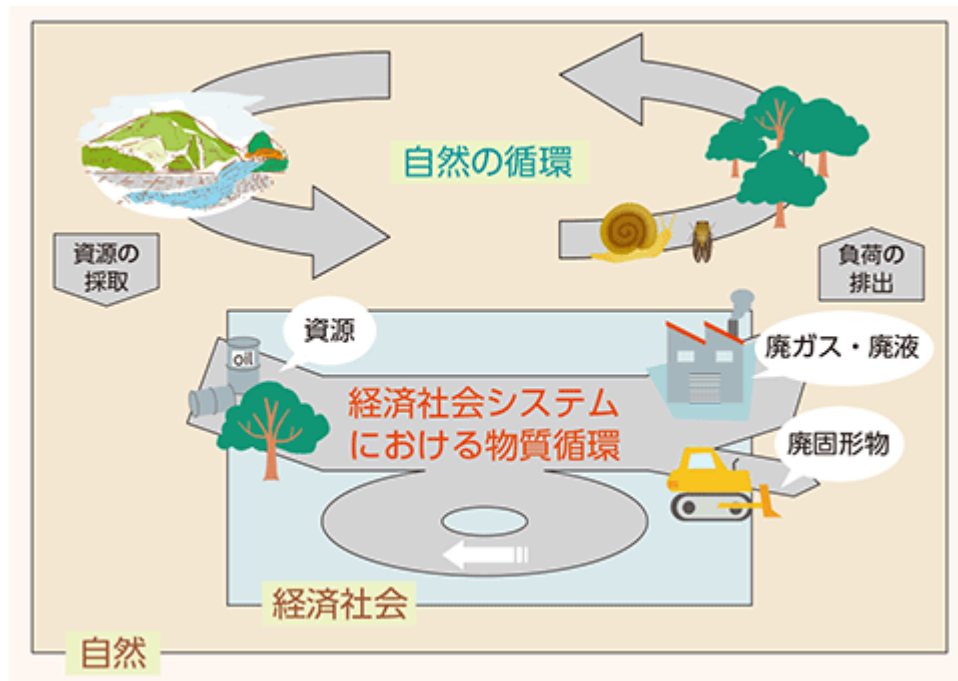
《物質循環・廃棄物に関する状況》

国や地方公共団体等によって、循環型社会の形成に向けた様々な施策が行われた結果、平成12年当時と比べ、廃棄物の最終処分量は平成12年の約5,600万トンから平成25年には約1,630万トンと大幅に低減しました。投入する資源に占める循環資源の割合（循環利用率）についても、平成12年の10.0%から平成25年には16.1%と、着実に増大しています。

その一方で、平成25年5月に閣議決定された第三次循環基本計画では、リデュース及びリユースの取組みが遅れていると指摘されています。また、リサイクルについても、産業廃棄物に関する取組みは比較的進んでいるものの、我々の生活にとって身近な一般廃棄物に関する取組みは、十分に進められているとは言えない状況にあります。さらに、第三次循環基本計画の目標になっている産業や人々がいかに資源を有効に利用しているかを示す資源生産性については、平成28年2月に行われた第三次循環基本計画の直近の点検において、平成32年度の目標達成は困難であることが明らかとなっています。

今後は、循環型社会の本来の目的である天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を図るために、まだ再使用や再生利用が可能な資源を、埋立材として利用したり、燃やしてしまったりするのではなく、リデュース・リユースを推進したり、品質の劣化を伴わず、同じものに再生できるリサイクル（水平リサイクル）等の、質が高くかつ効率的なリサイクルを進めていくことが必要です。また、資源生産性を向上させるため、モノが廃棄・処分される段階の取組みだけでなく、その前のモノの生産・流通・消費といった段階で、資源の消費量を削減することが重要となります。

図 02ー自然界及び経済社会における物質循環の調和



(出典：平成28年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 橋本征二ほか「循環型社会像の比較分析」より環境省作成)

(2)国の環境政策

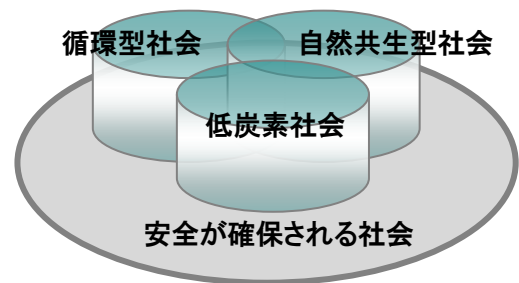
環境保全に係る施策によって一定の成果が見られる一方、気候変動や資源の枯渇、生物多様性の損失など、地球規模での環境問題がますます明らかになり、数多くの課題が未だ解決されていません。また、環境問題に取り組むにあたって考慮すべき社会経済の状況も大きく変化しています。

そのような中、平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの人命を奪っただけではなく、住宅・工場の被災や電力不足による経済活動の停滞、原発の事故による放射能被害など、我が国の社会経済に大きな影響を与えるとともに、わたしたちはこのような状況に直面し、自然の持つ巨大な力に対し、社会システムの脆弱さを改めて痛感させられました。

このような体験を通し、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方や暮らし方、さらには自然との関わり方を含めて、価値観や意識の変化が生じ、持続可能な社会の実現のためには、今後の環境政策にも大きな変革が求められています。

これらの状況を踏まえ、国では、平成24年4月に「第四次環境基本計画」を閣議決定し、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、総合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会を「目指すべき持続可能な社会の姿」と位置づけ、環境保全に関する施策を展開しています。

図03－目指すべき持続可能な社会の姿



(3)神奈川県環境政策

県では、これまでの環境基本計画で取組んできた生活環境保全対策、自然環境の保全・再生、資源循環の推進、地球温暖化対策、環境意識の形成などの環境施策に加え、新たに取り組むべき環境課題に的確に対応し、環境の保全と創造を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年3月に、新たな環境基本計画（計画期間：平成28年度～平成37年度）を策定しています。

新たな環境基本計画では、10年間の基本目標を「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」とし、基本目標を達成するため、「持続可能な社会の形成」「豊かな地域環境の保全」「神奈川のチカラとの協働・連携」の3つの施策の分野を設定し、計画の実現に向けて具体的な環境施策が展開されています。

図04－神奈川県環境基本計画における基本目標と3つの分野

《基本目標》	将来につなぐ、良好な環境の保全と創造
施策の分野1 持続可能な社会の形成	将来の世代の利益を損なわない環境負荷の少ない社会をめざすため、地球温暖化対策を分散型エネルギーシステムの構築と一体的に進めるとともに、資源の循環的利用を推進します。
施策の分野2 豊かな地域環境の保全	自然豊かで県民が暮らしやすい地域環境をめざすため、里地里山の保全活動をはじめ、生物多様性に配慮した自然を守る取組みや、身近な大気、水などの生活環境を保全する取組みを推進します。
施策の分野3 神奈川の「チカラ」との協働・連携	施策の分野1と施策の分野2の取組みを促進するため、神奈川の人材や先端技術を有する企業等との協働・連携を推進します。

2 環境基本計画(2012～2016)の達成度

環境基本計画（2012～2016）では、「いつまでもうまいとせせらぎのあるまち かいせい」を将来像に、4つの基本目標とこれらの目標を達成するための12の取組みの方針、目標年次である平成28年度における22の達成目標を設定し、これらの目標を目指して取組んできました。

環境基本計画を策定するにあたり、これらの目標値に対する達成度を検証します。

基本目標	取組みの方針	達成目標			実績値
		指標	H22(2011) 実績値	H28(2016) 目標値	H27
(1) 水と緑の保全と創出 ～開成町ならではの うまいとせせらぎを 育もう～	①豊かな水を守ろう	公共下水道人口・合併処理 化槽人口比率	74%	83% (9%増)	90%
	②環境保全の役割 としての農地を見 直そう	北部農業振興地域の優良 な農地の維持	109ha	109ha	109ha
	③生き物の生息環 境を守り育てよう	多自然型水路の数	1箇所	2箇所以上	1箇所
		現在のホタル生息地の維 持	4箇所	4箇所	6箇所
(2) 生活からの環境 負荷軽減 ～環境に負担をかけ ない生活を心がけよ う～	①ごみの減量化とリ ュース、リサイク ルを進めよう	家庭系ごみ住民1人当たり のごみ排出量	737g	700g (5%減)	678g
		ごみの資源化率	32%	40% (15%減)	30%
		生ごみの堆肥化を中心とし て、家庭から排出されるも えるごみの量	2,918t	2,480t (15%減)	2,906t
	②環境美化を進め よう	かいせいクリーンデー参加 者数	7,739人	8,500人	9,331人
	③健康で安全な暮 らしを守ろう	騒音等の苦情件数	5件	2件 (50%以上減)	2件
		町の食生活改善推進委員 養成講座の受講者数	41人	56人 (年間3人以上増)	56人
(3) 地球環境との共 生 ～次の世帯に美しい 地球環境を引き継ご う～	①限りあるエネルギ ーを大切に使い、地球温暖化 を防止しよう	町(行政)施設の温室効果 ガスの排出量	1,100t・CO ₂	1,070t・CO ₂ (3%減)	894t・CO ₂
		地球温暖化防止活動を推 進する事業者数	4事業所	10事業所	10事業所
		住宅用太陽光発電システム 設置費補助件数(延件 数)	20件	80件	179件
		「CO ₂ 排出削減活動」の町 民実践者数(町民アンケー トサンプル数に対する実践 者の割合)	—	10%	—%
	②環境負荷の少な いまちづくりを進 めよう	歩行者・自転車道化率(延 長)	73%	88% (15%以上増)	87%

※： 部分は目標未達成

基本目標	取組みの方針	達成目標			実績値
		指標	H22(2011) 実績値	H28(2016) 目標値	H27
(4)行政・企業・住民 一体の環境のま ちづくり ～長い目、広い視野 でともに取組もう～	①環境に対する知 識・情報を身に つけよう	環境学習会等の開催回数	5 回	10 回	1 回
		環境学習リーダーの養成 数	0 人	10 人	0 人
	②自主的な環境保 全活動を進めよう	省エネ家計簿利用・報告 人数	140 人	290 人	276 人
		「町民の自主保全活動」へ の行政働きかけ件数	0 件/月	5 件/月	1 件/月
		町民環境調査や環境実践 チャレンジ等の参加人数	96 人	144 人	0 人
	③あらゆる人・企 業・団体が参画 する取組みにし よう	環境フェア等の町が開催 する事業への参加者数	1,000 人	1,500 人	360 人
	④周辺環境、自然 に配慮したまち づくりを進めよう	公園・緑地における地域住 民との管理協定箇所数	12 箇所	15 箇所	18 箇所

※： 部分は目標未達成

3 環境基本計画(2017～2024)の基本的事項

(1)計画の目的と役割

私たちのまち開成は、足柄平野の田園地帯の一角を占めており、豊かな水に恵まれたコメの産地として知られています。また、経済の発展は私たちの生活に便利さや豊かさをもたらしましたが、その一方で身近な自然が減り、ごみの量は増え続けました。大量生産と大量消費がもたらした地域の変化は地球規模にも及び、地球の温暖化やオゾン層の破壊が深刻な問題となっています。

私たちは、安全に健康で文化的な生活をする権利を持っている一方で、豊かな環境を守り、将来の世代に引き継いでいく責任を担っています。今ある豊かな自然が限りある資源であることを知り、残された美しい環境を守りながら、良好な環境を造り出すために行動することが必要です。

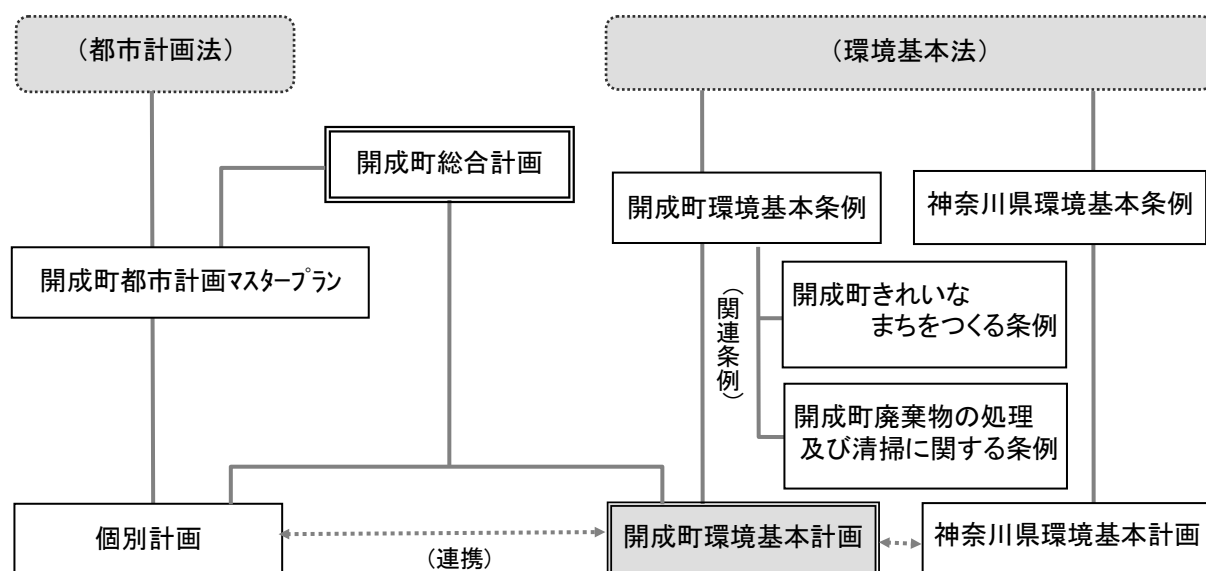
町民・事業者・町（行政）が各々の立場において、またお互いが連携して、様々な取組みを実践することにより、持続的に発展することが可能なまちをめざすとともに、地球規模の環境の保全と創造に寄与することを目的としています。

この環境基本計画は、環境に関わる長期的な目標、目標の達成に向けた町民・事業者・町（行政）の各々の取組みを示し、行動指針として活用していただくものです。

(2)計画の位置づけ

環境基本計画は、開成町における環境行政の基本事項を定めた環境基本条例の趣旨を受けて策定された、開成町総合計画を上位計画とする、環境に関する個別計画です。

図 05—開成町環境基本計画の位置づけ

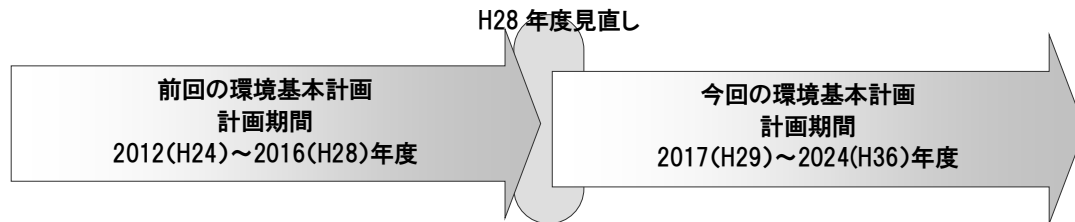


(3) 計画の期間

環境基本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 36 年度までの 8 年間とします。

計画終了時の目標を設定し、その達成に向け、町民・事業者・町（行政）が一体となって具体的な取組みを行っていきます。

図 06－開成町環境基本計画の計画期間



(4) 計画見直しの基本的考え方

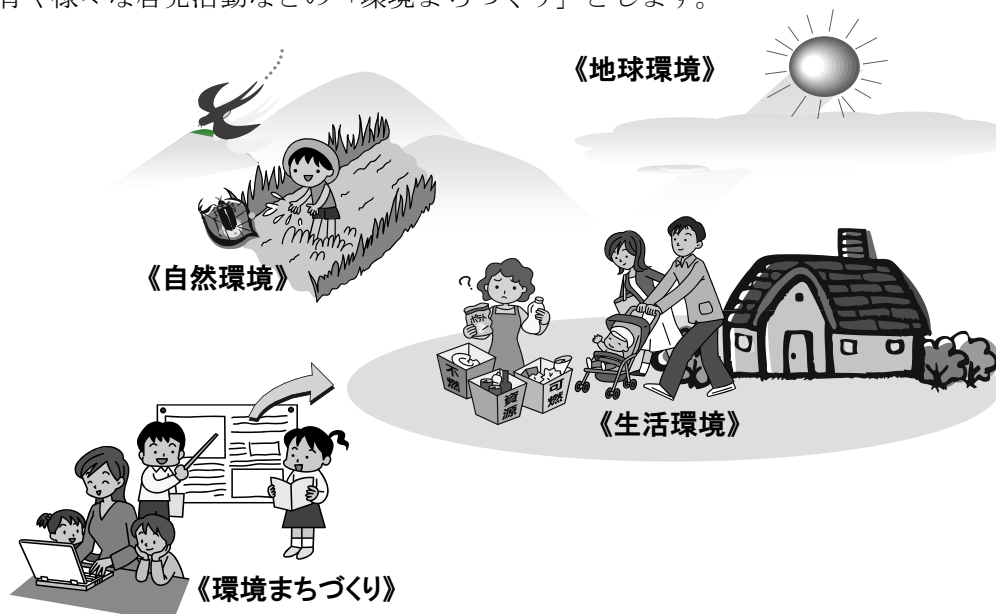
計画の見直しにあたっては、前計画に掲げる将来像や基本目標、取組み方針などの基本的な枠組みは、原則、継承するものとし、一方で個別の目標値や具体的取組み等については、国・県の環境政策の動向や環境基本計画の目標達成度等を踏まえながら見直しを行います。

なお、この計画は「開成町環境基本計画推進会議」において、環境に関心の高い町民のみならず、身近な生活環境や町の自然環境、地球環境などのテーマごとに、現況や課題、取組みの方針や具体的取組みについて議論して素案を作成し、「開成町環境審議会」の審議・答申を経て、庁内で最終調整の後、策定したものです。

(5) 計画で扱う範囲

計画は、原則として町の行政区域全体を対象とします。なお、周辺市町との広域的な連携も視野に入れ、相互に効果の得られる方策を検討していきます。

また、計画で扱う環境の範囲として、わが町が誇る水や緑、自然の動植物などの「自然環境」、わたしたちの日常生活に密接に関係した水質汚濁や大気汚染、ごみ問題などの「生活環境」、地球温暖化やオゾン層破壊など広い視点での「地球環境」と、これらの環境を保全するための学習・教育や様々な啓発活動などの「環境まちづくり」とします。





コラム①

開成町環境基本計画推進会議（１）

開成町では、平成 23 年度に策定された環境基本計画の見直しを行うにあたり、町民の意見を反映するため、5 回の町民参画の「開成町環境基本計画推進会議」を開催しています。

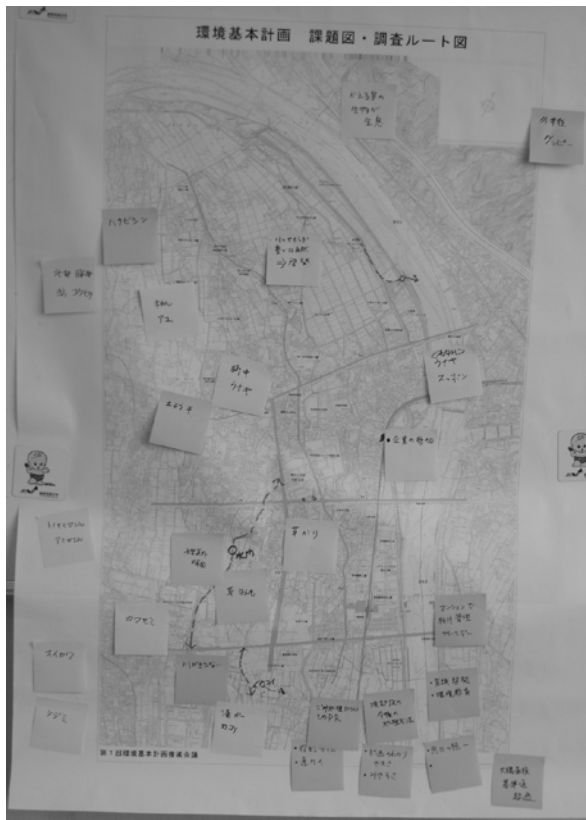
第 1 回、第 2 回、第 3 回の推進会議では、町内の環境について話しあい、本町の環境のすぐれた点や問題点についてを互いに話し合い、本町の環境に関する課題を確認しています。



第 3 回推進会議の様子

○第 1 回、第 2 回、第 3 回推進会議開催概要

	開催日	主な協議内容
第 1 回	平成 28 年 7 月 29 日（金）	○本町の環境のすぐれた点、問題点の抽出
第 2 回	平成 28 年 8 月 24 日（木）	○第 1 回での協議を踏まえ、フィールドワークにて環境状況を確認（コラム②参照）
第 3 回	平成 28 年 10 月 12 日（水）	○第 1 回、第 2 回を踏まえ、本町の環境の課題を整理



第 1 回推進会議 町内の環境の現状を抽出

第 1 ～3 回推進会議で整理された課題

◇保全を図る必要がある環境

- ・本町の貴重な水辺・緑地の保全
→数少ない多自然型水路である開成水辺フ
ォレストスプリングス南側水路（かるが
も営巣地）
→酒匂川・要定川
→開成南小学校南側湧水池 など
- ・本町の生息する貴重な生物の保全
→カワセミ、ホタル など

◇改善を図る必要がある環境

- ・高台親水公園・山王供養水辺公園及び両公
園間の水路脇散策路の維持管理方法
- ・要定川の維持管理方法
- ・用水が止まる土用干し期間等の生物の生息
環境の保全方法
- ・農家の高齢化に伴う今後の農地の維持管理
方法
- ・ごみ処理に対する町民意識の向上
- ・若い世帯や新住民などの環境活動への参加
方法
- ・あじさいの維持管理方法 など

Ⅱ まちの様子と人々の暮らし

ここでは、環境を「自然環境」「生活環境」「地球環境」と「環境まちづくり」という4つの視点で、データ等を踏まえながら現況を整理するとともに、開成町が抱える課題を明らかにします。

1 自然環境に関する現況と課題

《現況》

(1)身近なレクリエーションの場として親しまれている酒匂川

本町と松田町、大井町の境界を流れる酒匂川は、丹沢山と富士山に源を発して足柄平野を抜け、相模湾へと流れ込んでおり、周辺地域は水田地帯として発達してきました。

かつての酒匂川は氾濫を繰り返す暴れ川でしたが、現在は堤防沿いにサイクリングコースや水辺スポーツ公園が整備され、初夏にはアユ釣りを楽しむ人々で水辺は賑わうなど、身近なレクリエーションの場として人々に親しまれる穏やかな川となっています。

また、酒匂川沿いの松並木は、河川敷の緑とともに、約 3km に連なる緑の帯を創り出しています。

(2)河川や水路に取り囲まれた水の豊かなまちの風景

町内には武永田堰から分岐した要定川と仙了川の2本の二級河川が、町の中部から町を3分割するように北から南へ流れているほか、多数の小さな水路が網の目のように張り巡らされています。このような河川と水路に取り囲まれた水の豊かな風景は、他ではみられない本町の特徴的な景観となっています。

(3)町の面積の約3割を占める田畑や果樹園

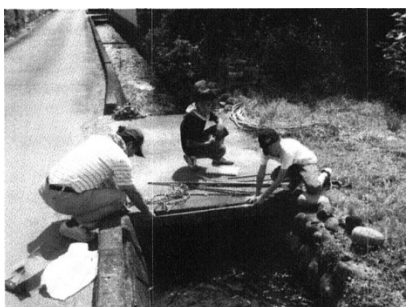
町の総面積の約3割を田畑や果樹園が占めており、農地を中心にした緑の広がりがみられます。特に、農業振興地域に指定されている北部地区の農地は、米や野菜などの生産の場となっているとともに、まとまった緑地としての役割も果たしています。

(4)良好な水環境を守る住民の活動

水利に恵まれた本町には、昭和35年頃まで町の全域にゲンジボタルが分布し、ニホンメダカをはじめとする多様な魚を身近な水路で多く見ることもできましたが、水路の暗渠化やコンクリート化、工場・生活排水による水質汚濁などによって、ホタルや魚の生息地が激減しています。

そのため、昔のようにホタルの里をよみがえらせようと、住民活動によるホタルの養殖・放流、生態調査や観察会などが行なわれています。また、平成13年度から継続して町民による河川・水路の環境調査が行われているほか、一部の水路において町民による自主的な管理が行われています。

図-07 開成町環境調査の様子



◇平成25年度調査結果

	概要
調査日	平成25年8月17日
調査箇所	12箇所
PH(水素イオン濃度)※1	12箇所平均値：7.2(中性)
COD(生物学的酸素要求量)※2	12箇所平均値：5.7ppm (少し汚染されている数値)

※1：PHの値は0～14

7を中性、7より小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなる。例)雨は5.6 水道は5.8～8.6

※2：CODはきれいな水で1～3ppm、汚れた水で10ppm程度

(出典：平成25年度町民環境調査報告書(平成25年8月))

《課題》

(1)美しい水辺の保全

町内にはカワセミなどの野鳥が生息する水辺環境が保全されている河川があります。この水辺環境を保全するため、酒匂川統一美化キャンペーン（酒匂川河川一斉清掃）や「かいせいクリーンデー」など、町民参加による美化活動が毎年行なわれています。しかし、それらの美化活動で収集されるごみの量は年々減少しているものの、本町を特徴づける水路には、空き缶や菓子袋などポイ捨てごみによって、川的美観を損ねている箇所がみられます。これらのポイ捨ての防止はもちろん、水辺を大切に美しく保っていく人々の心を育てることが課題となっています。

また、酒匂川の氾濫期に植えられたという地域の歴史を物語る松並木は、本町の貴重な緑の財産として保全、継承していく必要があります。

(2)生活排水からの負荷を少なくする取組み

河川や水路の水質汚濁は、家庭での炊事や洗濯、入浴などによる生活排水が主な原因であるといわれています。公共下水道や合併処理浄化槽等の施設の整備により、本町の生活排水処理率（計画処理区域内人口に占める汚水処理人口の割合）は90.2%（平成27年度）と年々向上しているものの、経済の低迷等により各家庭への接続率は伸び悩み、公共下水道や合併処理浄化槽に接続されていない排水は未処理のまま放流され、悪臭の原因になるとともに、農業用水に流れ込んで米の品質にも影響を及ぼします。

現在、町民の要望により市街地を流れる水路の悪臭防止の観点から、土用干し期間などを除き農業用水の年間通水を実施していますが、まずは日常生活や事業活動から水質汚濁の原因となる汚水を排出しないことが重要であり、下水道接続のPR強化と住民や事業者の協力が課題となっています。

(3)緑の保全と連続する緑の軸の形成

本町の緑は、田畑や果樹園、河川沿いの松並木、河川敷の緑のほか、民家や社寺林の緑などが地域の特性をつくり出してきました。しかし、市街地の拡大にともない農地が減少するとともに、民有地の緑も、維持管理にコストがかかることなどを理由に伐採される例が見られます。

今後は、既存の緑をできる限り保全し、連続する緑の軸としてつなげていくことにより、町全体に緑のうるおいを広げ、小鳥や小動物の生息環境を確保するための生態系ネットワークを形成していくことが求められています。

(4)生き物のいる河川づくり

町中を流れている河川や水路は子どもたちの水遊び場となるなど、身近な存在でした。

現在、農業用水は年間通水が基本となっていますが、土用干し期間などには通水をやめていることから、年間を通じて生き物の生息環境が確保されているわけではありません。さらに近年は、暗渠化された水路やコンクリート張りの水路が増え、魚やホタル、植物などの生息空間が激減しました。一方、公共下水道の整備等により、水質の浄化が進んでいる反面、住民の水路に対する関心の低下が危惧されます。

かつての川のような水辺をつくるためには、現在進められている公共下水道整備等のさらなる推進により水質の浄化を図るとともに、本来の自然に近い工法で水路を改修・整備することにより、生き物が棲みやすい環境を整え、本町の特徴である美しい水風景を守ることが課題となっています。

2 生活環境に関する現況と課題

《現況》

(1)ごみ問題への取組み

本町では、昭和 55 年から不燃物の分別回収を始めたほか、平成元年からは紙・布類の収集、平成 5 年からは資源回収制度を実施し、翌年にはもえるごみ指定袋を導入するなど、ごみ問題への取組みを実施してきました。

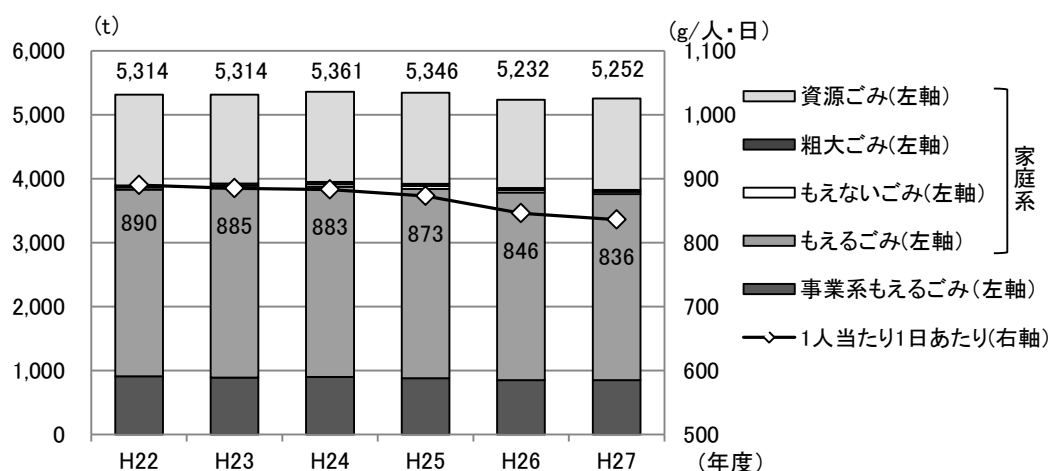
また、平成 23 年度には一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、スリムで持続的なごみ処理の推進に向けた総合的な取組みを展開しています。その一つとして、平成 21 年度からは、剪定枝を分別回収し、開成町グリーンリサイクルセンターで堆肥として再生、販売を始めています。さらに、平成 26 年 12 月からは、役場と福祉会館にて小型家電回収の取組みも始めています。

(2)減少に転じたごみ

平成 27 年度のごみ（一般廃棄物）排出量は、5,252 t で、人口は増加していますが、近年のごみ排出量は、横ばい状態にあります。

各家庭や事業所等の協力により、町民 1 人当たりの 1 日のごみ排出量は減少傾向にあり、平成 27 年度の町民 1 人あたりの 1 日のごみ排出量は、836 g/人・日で、平成 26 年度と比較すると 1.2%（10 g/人・日）減少しています。

図一〇八 開成町におけるごみ（一般廃棄物）排出量の推移



(3)生ごみ減量化の推進

家庭から出る生ごみは家庭ごみの総量の約 4 割を占めており、水分を多く含んでいるため腐敗しやすく、燃やす場合も水分を気化するために大変な燃焼エネルギーが必要となります。そこで、貴重な有機資源としての可能性を持つ生ごみを堆肥化し、資源として活用する試みも始まっています。

平成 16 年度には、「開成グリーンリサイクルセンター」を本格稼動し、学校等から排出される生ごみと剪定枝を堆肥化することになりました。また、平成 24 年度からは、生ごみ処理機器設置推進制度を開始し、家庭から出る生ゴミの減量化を推進しています。

《課題》

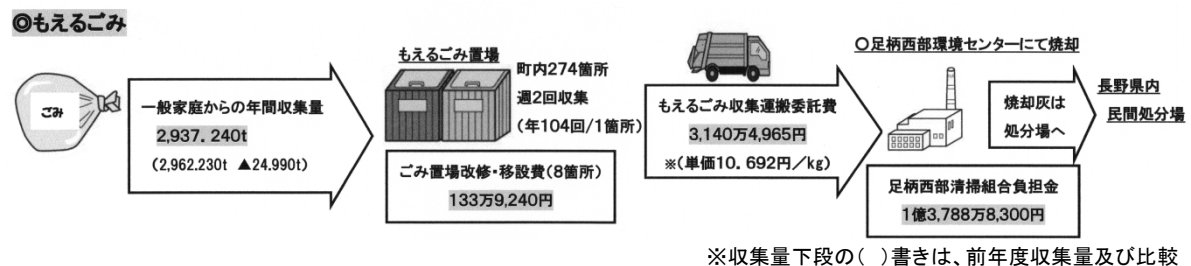
(1)ごみの減量化に向けた意識の醸成

本町の資源化率は平成 17 年度に 25%を超え、平成 27 年度は 30%と分別収集が進んでいます。

しかし、不燃ごみ等の埋立容量は限界にあり、21 世紀の社会においてはまず、ごみは出さない（発生抑制）、そして、物をくり返し使う（再使用）が優先されなければなりません。再使用できないときに初めて資源として再利用（リサイクル）する、という順序で取組みを進め、循環基本法¹⁾に則った処分（適正処分）が求められます。

本町にはごみの処理施設が無く、収集されたごみは足柄西部環境センターへ搬入されています。また、燃焼後の灰は他県に運ばれ、埋立処理されています。住民はごみ処理について身近に考えるチャンスが少なく、ともすればごみの焼却最終処分に対する危機感、ごみ減量に対する意識が薄らいでしまうことが考えられます。ごみの増加が及ぼす周辺環境や人々の生活への影響を考え、ごみ問題が身近であることを周知し、住民一人一人がごみの減量に取り組むことを課題とします。

図－09 開成町における「もえるごみ」の処理状況（平成27年度）



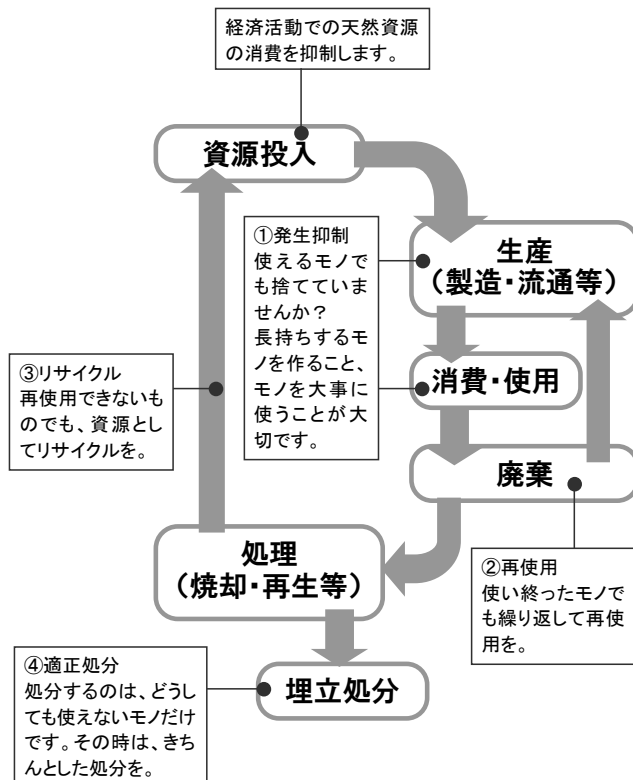
(2)家庭での生ごみ循環

本町では、平成 24 年度から生ごみ処理器設置推進制度を実施しています。

平成 27 年 4 月より、従来の電動式生ごみ処理器への助成から電気を使わないエコな生ごみ処理器(キエーロ)への助成に変更し、家庭での生ごみの削減を推進しています。

家庭から出る生ごみは家庭から出るごみの 4 割を占めること、環境への負荷低減の観点から、今後とも、住民への助成等を実施し、家庭からの生ごみを削減していくことを課題とします。

図－10 循環型社会とは



¹⁾循環基本法：「循環型社会形成基本法」が正式名。廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から脱却し、天然資源の消費抑制、環境負荷の少ない循環型社会を形成することが狙い。

3 地球環境に関する現況と課題

《現況》

(1)地球の限界を脅かす問題

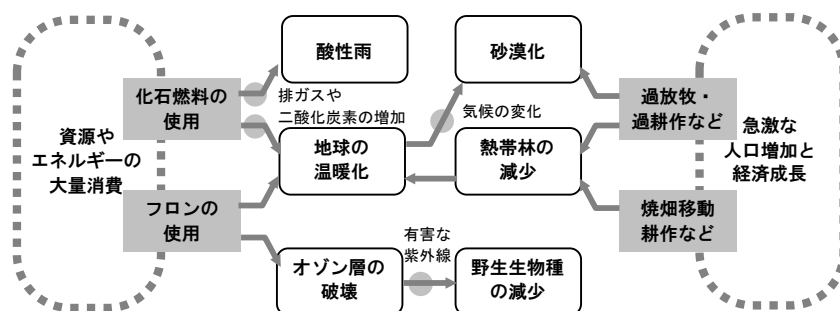
地球環境問題とは、温暖化を進めたり、オゾン層を破壊したりする物質が地球の許容量を超過し、生態系が本来もっている自然の浄化機能や循環を阻害してしまうために起こっている問題です。オゾン層は 1980 年代から 1990 年代前半に大きく減少し、その後、オゾン層破壊物質の規制が進んだ結果、減少傾向は緩やかとなり、1990 年代後半からは、わずかな微増傾向が見られます。しかし、現在もオゾンの量は少ない状態が続いています。

フロン類の適正な回収は今後も「地球温暖化防止」と併せて、「オゾン層保護」のために重要です。

これらの背景には、人口の増加に伴う急激な経済成長、資源やエネルギーの大量消費など様々な要因がありますが、それぞれの問題や現象が複雑に関係し、私たち人類の健康や、生態系そのものに悪影響を及ぼしています。

これまで、先進国はものの豊かさを追求し、高度な経済成長を遂げましたが、開発途上国は貧困の問題を抱えつつ、これからの経済水準を高めていく段階にあります。このような状況は、地球環境問題への国際的な取組みを進める上で大きな課題となっています。

図-11 主な地球環境問題の相互関係



(2)我が国の地球温暖化対策への取組み

我が国では、平成 9(1997)年、京都で開催された地球温暖化防止の国際会議「気候変動枠組条約締約国会議(COP3)」において採択された「京都議定書」の削減目標を達成するため、地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス 6%」をスタートさせました。

その後、「チーム・マイナス 6%」を引き継ぐ形で、「チャレンジ 25 キャンペーン」、「Fun to Share」をスタートさせています。

現在の地球温暖化防止のための国民運動は、平成 27 年 7 月からスタートした「COOL CHOICE」で、この取組みは、2030 年度の温室効果ガス削減目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促すものです。

◇我が国の温室効果ガス削減目標及び地球温暖化防止のための国民運動の経緯

	我が国の温室効果ガス削減目標	地球温暖化防止のための国民運動
平成 9 年 (1997)	「京都議定書」採択 京都議定書約束期間(2008～2012 年の 5 年間)の削減目標 平成 2(1990)年比 6%削減	
平成 17 年 (2005)		「チーム・マイナス 6%」をスタート
平成 21 年 (2009)	コペンハーゲン合意(COP15) 2020 年に向けた削減目標 平成 2(1990)年比 25%削減(前提付き)※正式決定とならず	
平成 22 年 (2010)	カンクン合意(COP16) 2020 年に向けた削減目標： 平成 2(1990)年比 25%削減(前提付き)※正式決定	「チャレンジ 25 キャンペーン」をスタート
平成 25 年 (2013)	25%削減に代わる新たな削減目標 平成 17(2005)年度比 3.8%削減	
平成 26 年 (2014)		「Fun to Share」をスタート
平成 27 年 (2015)	「パリ協定」採択(「日本の約束草案」提出) 2030 年度に向けた削減目標 平成 25(2013)年度比 26%削減	「COOL CHOICE」をスタート

◇「COOL CHOICE」で掲げられている低炭素社会実現に向けたさまざまなアクション

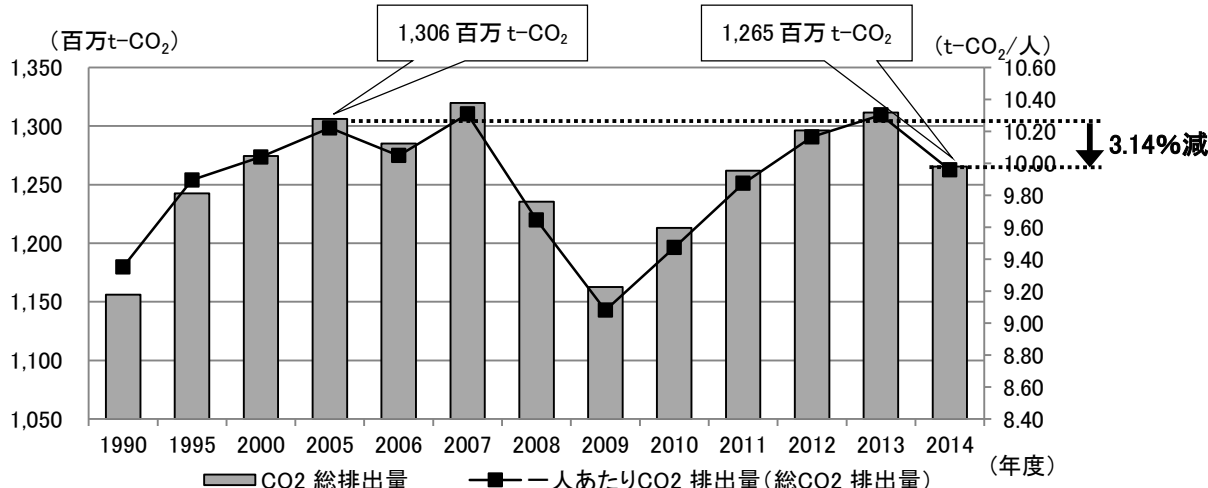
アクション	主な取組み内容
○COOLBIZ アクション	冷房温度を 28℃に設定する等、クールビズ実践への取組み
○WARMBIZ アクション	暖房に頼りすぎず、快適に過ごすウォームビズ実践への取組み
○節電アクション	節電行動の呼びかけ、省エネ性能に優れた LED 照明等の切替えの推進などへの取組み
○ECO DRIVE アクション	燃料消費が少なく CO ₂ 削減につながる環境負荷の軽減に配慮した自動車利用(エコドライブ)への取組み
○smart move アクション	電車、バス等の公共交通機関の利用、自転車や徒歩での移動の推奨、エコドライブの推奨、エコカーへの乗り換え、公共交通機関等の利用によるエコ旅行・エコ出張などの実施、カーシェアリングや、コミュニティサイクル等の利用促進などの取組み

(3)日本のCO₂排出量の推移

日本におけるCO₂排出量は、平成20(2008)年度以降、リーマンショックによる経済の落ち込みで大幅な減少が見られるものの、平成22(2010)年度以降は増加傾向に転じ、平成26(2014)年度に、再び減少しています。

日本は、平成32(2020)年度までに、温室効果ガスを平成17(2005)年度比、3.8%削減を目標に掲げており、平成26(2014)年度時点、温室効果ガスの9割以上を占める二酸化炭素は、約3.1%削減されている状況にあります。

図-12 日本におけるCO₂排出量の推移



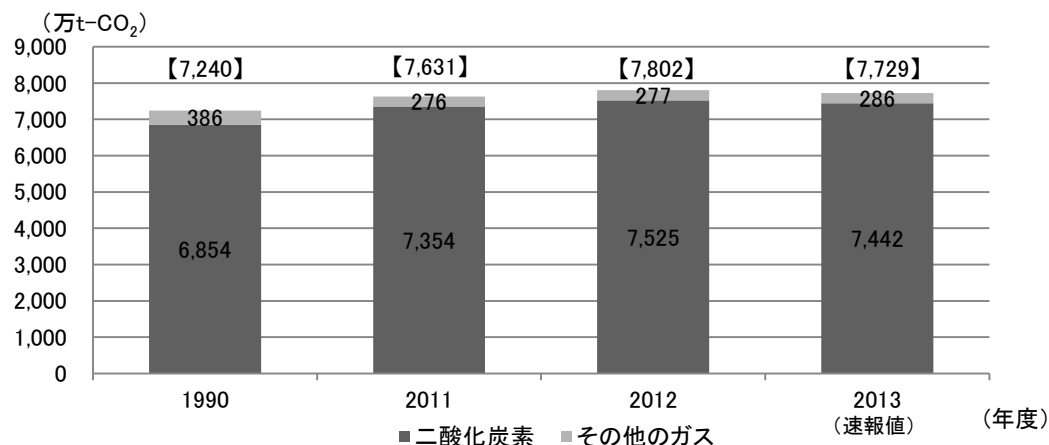
(出典: 国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィスのデータをもとに作成)

(4)神奈川県温室効果ガス排出量の推移

平成25(2013)年度の神奈川県の温室効果ガス排出量(速報値)は、7,729万t-CO₂ですが、大半(約96%)は、二酸化炭素が占めています。

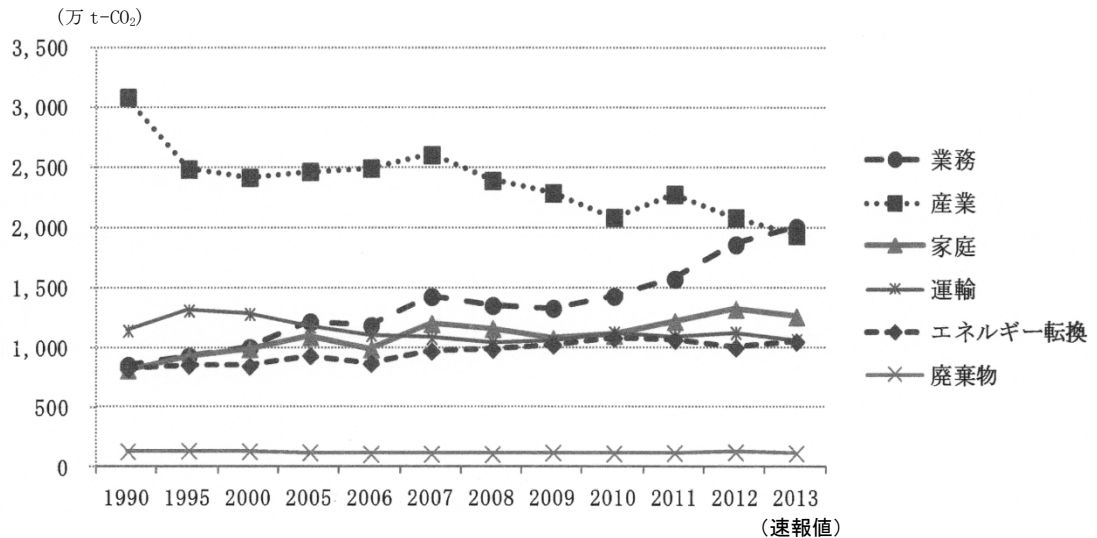
二酸化炭素排出量の推移をみると、近年は7000万t-CO₂~7500万t-CO₂前後で推移しています。部門別にみると業務・家庭部門における温室効果ガス排出量は、平成2(1990)年度と比較して増加しています。増加の理由は、家庭部門では、世帯数の増加と家庭用機器の大型化・多様化や普及率の増加、業務部門では、事務所等の延床面積の増加に伴う空調・照明設備の増加、オフィスのOA化の進展などがあげられ、これらにより電力等のエネルギー消費が増加したことなどが考えられます。

図-13 神奈川県における温室効果ガス排出量の推移



注: 四捨五入により、合計値が合わないことがある。

(出典: 神奈川県資料「神奈川県の温室効果ガス排出量推計結果(2013年度速報値)について」をもとに作成)

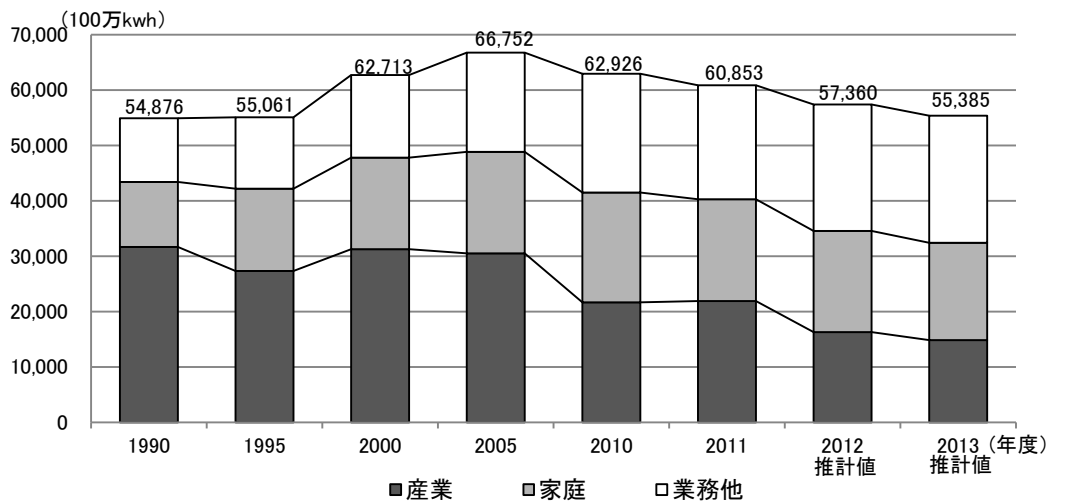
図－14 神奈川県における部門別CO₂排出量の推移

(出典: 神奈川県資料「神奈川県の温室効果ガス排出量推計結果(2013年度速報値)について」)

(5) 神奈川県の電力消費量の推移

神奈川県における全体の電力消費量は、平成 17(2005)年度以降、減少傾向にあります。部門別にみると、近年は、産業部門は減少、家庭部門は横ばい、業務部門は増加傾向にあります。

図－15 神奈川県の電力消費量の推移



(出典: 資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計調査 神奈川県(H27.12.25 公表)」をもとに作成)

《課題》

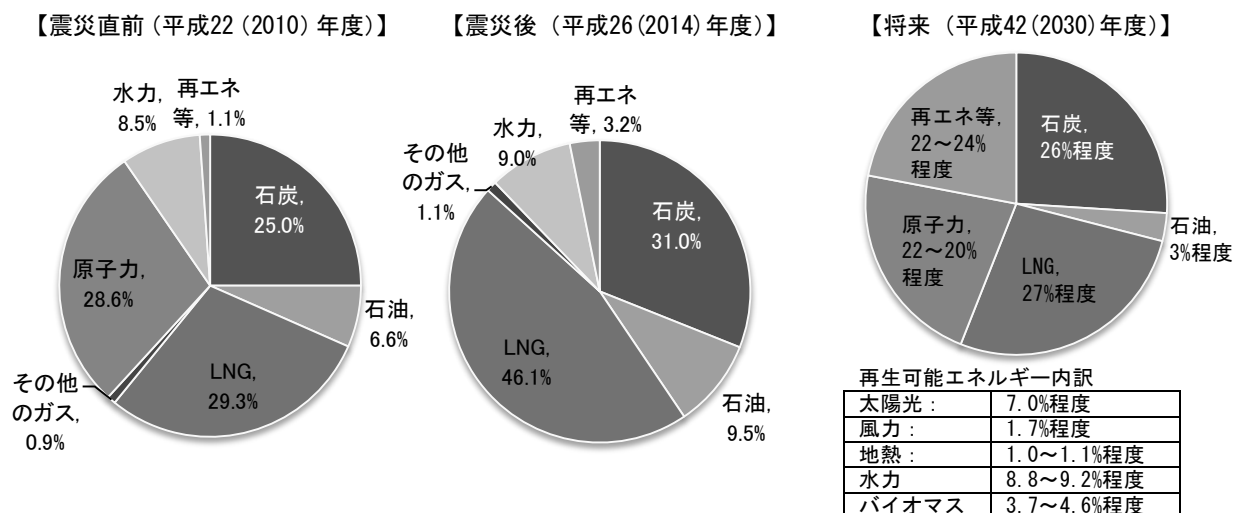
(1)地球環境への負荷低減の取組みの見直し

東日本大震災による福島第一原発事故の影響によって電力が不足したため、私たちは「節電」を余儀なく経験しました。これが一人一人のライフスタイルを原点に返って見直すきっかけとなり、今後の省資源、省エネ、地球温暖化防止につながる気運の高揚が期待されています。

原発事故は経済活動にも深刻な影響をもたらし、復興・再生の諸施策の迅速かつ的確な対応が期待される一方、産業部門では安全で安定的な、かつ低コストのエネルギー確保が重要な課題であり、同時に温室効果ガスの削減目標を達成するためには再生可能なエネルギー（太陽光、水力、風力、地熱、バイオマス等の枯渇しないエネルギー）の利用を促進していく必要があります。電源構成をみると震災直前（平成22年度）までは、原子力エネルギーは28.6%となっていました。震災後（平成26年度）は0%となっています。将来（平成42年度）は、原子力エネルギーは22～20%程度と震災直前よりも大きく低減し、代わって再生可能エネルギーが拡大する方向が示されています。

また、今後、地球温暖化の影響が様々な面で生ずることが予測されていることから、既に現れている影響や今後中長期的に避けることのできない影響への適応を計画的に進めていく必要があります。

図-16 日本の電源構成



（出典：資源エネルギー庁HP「日本のエネルギー情勢」をもとに作成）

（出典：資源エネルギー庁HP「長期エネルギー需要の見通し（平成27年7月経済産業省）」をもとに作成）

(2)私たちの生活と地球環境問題との関係の理解と行動

自動車利用の増加や家庭でのエネルギー使用量の増加など、生活や経済活動からの影響によって酸性雨や地球の温暖化が発生しています。そしてこれらは、私たちの生活に影響を与える様々な現象となって、私たち自身に戻ってきます。

例えば、エアコンを使いすぎると地球温暖化が進んで暑くなり、またエアコンを使う、という悪循環に陥らないためにも、私たちの生活や経済活動を見直す必要性が高まっています。

地球温暖化は私たちの次の世代、子孫の生活に必ず大きな影響を与えるとされています。将来にマイナスのつけを回さないで、安心して暮らせる環境を残すために、今こそ本気で取り組むべきとの全町民への周知が必要です。

4 環境まちづくりに関する現況と課題

《現況》

(1) 農地から住宅地への転換

本町は足柄平野に位置し、大磯丘陵や丹沢山塊、箱根外輪山、富士山など遠くの山々が絶好の借景となってまちの風景を演出しています。

しかし、かつては町全体に広がっていた農地も、人口の増加に伴い徐々に宅地に転換されており、現在では住宅が多く建ち並ぶようになりました。特に南部地域では工場施設建設や宅地造成等が進んだ結果、さらに都市化が進行しています。

(2) 自転車のまちづくりへの取組み

本町は国土交通省による「自転車利用環境整備のためのモデル都市」に選定され、平成 12 年に自転車利用環境整備モデル事業基本計画を策定し、平成 17 年に自転車のまちづくり「サイクルシティ宣言」を発しました。この計画に基づき、本町の平坦な地形や水路を活かした町内ネットワークの整備、歩行者や自動車と共存する自転車走行空間の整備のほか、レンタサイクル事業やサイクルモニター事業などを進め、環境負荷の少ない自転車を都市交通システムとして活用することを推進しています。

(3) 歴史・文化の漂う景観

北部地域の農村景観は、昔ながらの懐かしさを感じさせる「ふるさとの原風景」として、町民や観光客の憩いの場、交流の場として整備を図るよう、農村環境整備計画（平成 12 年策定）に位置づけられています。

また、神奈川県「ふるさと『あしがり郷』構想」を基に、約 300 年前に建てられた歴史的価値の高い瀬戸家の屋敷を、開成町が主体となって県の協力を得て田園環境や農村文化の拠点施設「瀬戸屋敷」として整備し、地域交流、世代間交流を推進しています。

(4) 個々のマナーの低下

近年、河川や水路へのごみのポイ捨てやペットの糞の放置など、住民や来訪者のマナー低下が問題となっています。

このような状況に対し、町では平成 21 年 3 月に「開成町きれいなまちをつくる条例」を定め、町、町民や事業者、土地所有者等が一体となって空き缶や吸い殻等の散乱を防止するとともに、地域の環境美化活動に努めることにより、まちを美化する心を育むなど、清潔で美しいまちづくりへの新たな取組みがスタートしました。

《課題》

(1)都市活動と自然が共生するまちづくり

町の中心部などでは、都市基盤の計画的な整備によって活力あるまちづくりが進められていますが、開発にともなう環境破壊への危機感は年々高まりつつあります。

現在、小田急線開成駅を中心に新たな形成が始まっている南部地域のまちづくりにあたっては、周辺環境に充分配慮し、自然と共生する視点を持つことが重要な課題となります。

また、都市化が進むにつれてコンクリートやアスファルトの占める面積が増加し、人々の生活は土や緑などから遠のいていきます。今あるまちなかの緑を保全するとともに、新たな緑を創出するため、公共施設をはじめとして、建物や敷地の緑化など、行政や事業所、家庭などの積極的な取組みが不可欠です。



図-17 町役場庁舎における緑のカーテン

(2)自動車利用の抑制と自転車の活用

自動車の排気ガスによる大気汚染は、人の健康を害するだけでなく、地球温暖化などを引き起こす原因の一つです。自動車利用を地球規模の深刻な問題の一因としてとらえ、より一層、自転車利用を促進し、排気ガスを減らすことが求められています。

(3)歴史や文化の次世代への継承

開成町の原風景である北部地域の農村景観を保全するとともに、「瀬戸屋敷」を中心に行われる様々なイベント等を通して、伝統的な年中行事の伝承と地域での交流を行うことにより、次第に薄れつつある地域性を取り戻し、次世代の子どもたちへわが町の歴史や文化を継承していくことが求められています。

(4)環境美化意識の醸成

道路や河川・水路でのごみのポイ捨てや不法投棄、ペットの糞の処理問題、ペットとして飼っていた外来生物の放棄などといった住民や来街者のモラル低下に対し、環境美化意識の醸成を図ることが求められています。

Ⅲ まちがめざすもの

ここでは、まちがめざすものとして、環境に関する町の将来像及び4つの基本目標を示します。

1 わたしたちがしなければならないこと

本町は、酒匂川をはじめとする河川や、町内を流れる水路などが豊かな水をもたらし、水田や屋敷林、社寺林の緑が生活に潤いを与え、あじさいやホタルなど四季を彩る風景が美しい環境に恵まれた町です。しかし近年、私たちの生活や経済活動によって水や空気が汚れ、緑も減少するなど、町の環境が様々なダメージを受けています。

本来、自然はすぐれた再生能力を持っていますが、自動車利用や電気使用量の増加など、私たちの生活が便利で質が高くなる一方で、知らず知らずのうちに環境への負荷が大きくなり、自然のもつ再生能力が許容範囲を超え、町特有の環境が破壊されるばかりか、地球がもう二度と元の姿に戻らない日が訪れるかもしれません。

近年、地球規模の環境問題となっている地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を解決していくためには、私たちが、広く「環境」という分野に意識と関心を持つことが重要です。

そこで、町民・事業者・町（行政）が一体となって、今ある町の自然を大切に守り育てるとともに、壊した環境は元に戻す努力をするとともに、環境に与える負荷を最小限にとどめた生活様式の実践について、私たち一人一人の意識と努力で実現していくことが求められています。



水田と富士山



開成町あじさいまつり

2 町の将来像と基本目標

本町の良好な環境を保全、継承していくために、前計画で定められた町の将来像「いつまでも うるおいとせせらぎのあるまち かいせい」と、以下に示す4つの基本目標を継承していくものとし、具体的な取組み内容について見直しを行うこととします。

水と緑の豊かな、恵まれた自然環境とふれあい、将来世代にも受け継いでいく、という想いを込めています。

【町の将来像】

いつまでも うるおいとせせらぎのあるまち かいせい

～ 水や緑と人とのふれあいを 大切に育もう ～

【4つの基本目標】

(1)水と緑の保全と創出

～開成町ならではのうるおいと
せせらぎを育もう～



(2)生活からの環境負荷軽減

～環境に負担をかけない
生活を心がけよう～



(3)地球環境との共生

～次の世代に
美しい地球環境を引き継ごう～



(4)行政・企業・住民一体の環境 まちづくり

～長い目、広い視野で
ともに積極的に取組もう～





コラム②

開成町環境基本計画推進会議（２）

平成 28 年 8 月 24 日（木）に開催された第 2 回の推進会議では、第 1 回の推進会議で話あった町内の環境について、フィールドワークを実施し、環境の現状を確認しています。

◇フィールドワーク箇所

- ・小水力発電所 3 箇所（町内 1 箇所、町外 2 箇所）
- ・高台親水公園・山王供養水辺公園及び両公園間の水路脇散策路
- ・開成水辺スポーツ公園
- ・文命用水
- ・開成グリーンリサイクルセンター
- ・かるがも営巣地（開成水辺フォレストスプリングス南側水路）
- ・開成駅東口周辺（駅前、酒匂川サイクリングコース）
- ・開成南小学校南側湧水池
- ・町南部要定川
- ・福祉会館南側水路浚渫箇所



小水力発電所の現状を確認
（あじさい公園）



開成駅東口周辺の現状を確認



要定川の現状を確認



浚渫した用水路の現状を確認



フィールドワーク後の話し合い

IV 目標の実現に向けた取組み

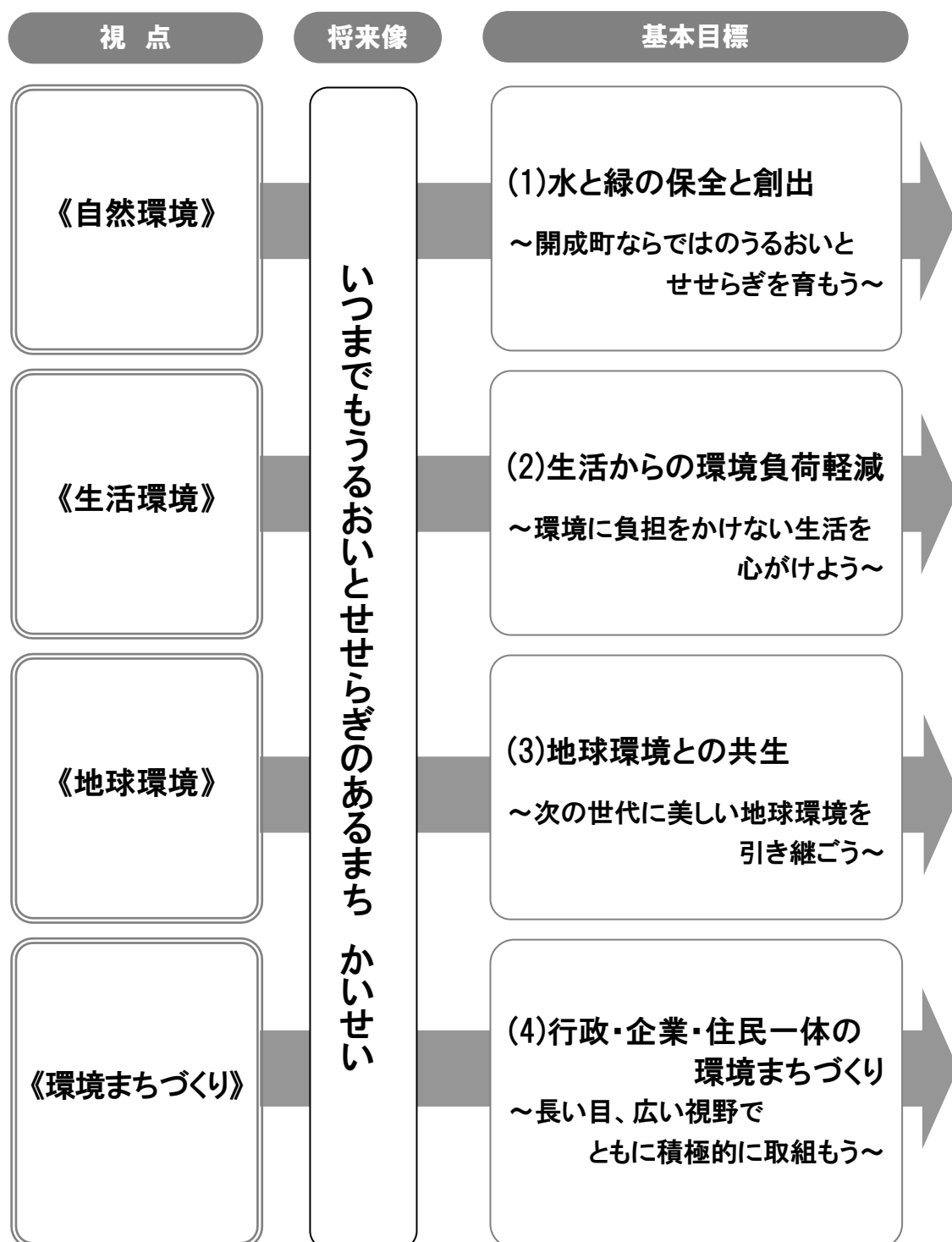
ここでは、前章に掲げた将来像や目標の実現に向け、取組みの方針や具体的な取組み内容、町民・事業者・町（行政）が一体となって優先的な取組みが必要な重点プランを示します。

1 取組みの体系

身近な生活環境からわが町特有の自然環境、さらには地球環境など、私たちを取り巻く環境問題は多種多様な広がりをもっており、これらの課題を解決するためには、多岐の分野にわたった施策が必要になります。

このため、本計画では、4つの基本目標の達成に向けて以下の体系に沿った取組みを進めていくとともに、早急に取組みを始める必要性の高いもの、このまま放っておくと町の将来に大きな影響を及ぼすものについては「重点プラン」として位置づけ、町をあげた取組みとしていきます。

図-18 取組みの体系



取組みの方針と主体別(町・町民・事業者)の取組み

重点プラン

方針1:豊かな水を守ろう

方針2:周辺環境、自然に配慮した
まちづくりを進めよう

方針3:生き物の生息環境を守り育てよう

(主体別取組み)

重点プラン①
水辺環境の保全と緑の
保全・創出

方針1:ごみの減量化とリユース、
リサイクルを進めよう

方針2:環境美化を進めよう

方針3:安全に暮らせる生活環境を守ろう

(主体別取組み)

重点プラン②

ごみの減量化・資源化

方針1: 限りあるエネルギーを大切に使い、
地球温暖化を防止しよう

方針2: 環境負荷の少ないまちづくりを
進めよう

(主体別取組み)

重点プラン③ 地球温暖化防止対策の 推進

方針1:環境に対する知識・情報を
身につけよう

方針2:自主的な環境保全活動を進めよう

方針3:あらゆる人・企業・団体が
参画する取組みにしよう

(主体別取組み)

重点プラン④

環境学習の推進

2 取組みの方針と主体別の取組み

4つの基本目標ごとに「取組みの方針」および方針ごとの具体的な町（行政）の取組み（施策）、さらには町民・事業者に望まれる取組み（環境配慮行動）を示します。

また、各方針に対して「達成状況を計る指標」とその「達成目標」を設定し、目標に対する進捗状況を数値的に評価できるようにしています。

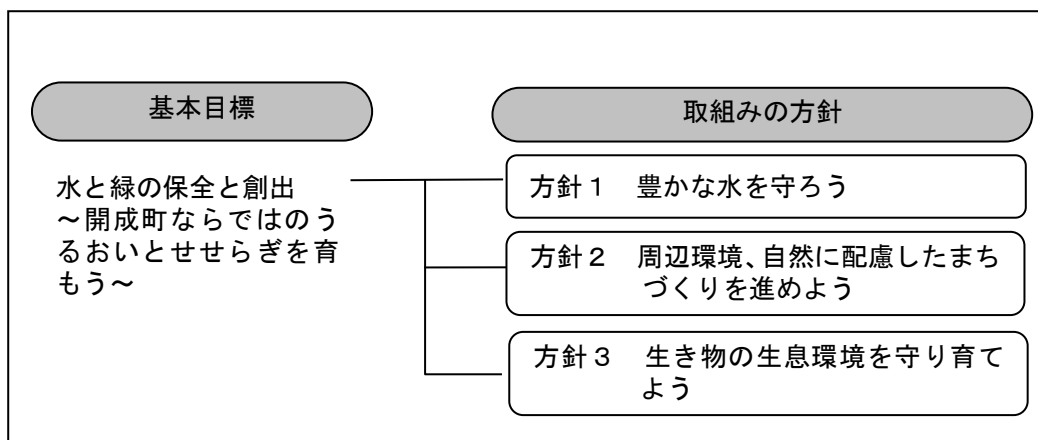
(1)水と緑の保全と創出

開成町ならではのうるおいとせせらぎを育もう

水や緑の空間は、人々に安らぎと潤いを与えてくれます。本町においても、北部地域を中心とした農地や南北に張り巡らされた河川・水路など、豊かな水と緑が町の特徴となる自然景観を生み出しています。今後、ますます都市化が進む中で、これらの貴重な水や緑を守り育てながら、自然と共生し、融合したまちづくりを進めます。

また、市街地部においても、身近な緑の保全・創造に努め、潤いある美しいまちづくりを進めます。

図－19 「水と緑の保全と創出」基本目標と取組みの方針



□方針１：豊かな水を守ろう

《基本的考え方》

本町は、酒匂川をはじめ、仙了川、要定川が町の中を流れ、農業を中心として発展してきたことから、町中に水路が張り巡らされた豊かな水のまちです。しかし、生活から排出される雑排水や工場等からの排水などにより、水質の汚染が懸念されます。合併処理浄化槽への転換や公共下水道等の基盤整備を進めるとともに、各家庭への接続率を高めることで、私たちの生活や産業活動に無くてはならないこの貴重な水を守り、ともに共生していくことで、豊かな水のまちを目指します。

《達成目標》

○公共下水道人口・合併処理浄化槽人口比率を5%増やす。
(平成27年度 90% → 平成36年度 95%)

《行政の取組み》

- ・水辺植物の植栽などによって、水路の水質浄化を図ります。
- ・雨水浸透施設の設置を促進することにより、地下水かん養を図ります。
- ・足柄上地区1市5町で組織する足柄上地区地下水保全連絡会議により、今後も定期的に地下水位の観測や水質調査を実施します。
- ・下水道処理区域外における合併処理浄化槽の整備と適切な維持管理を促進します。
- ・効率的なし尿や浄化槽汚泥の処理を行うため、足柄上衛生組合の施設の適正な運営を推進します。

《町民の取組み》

- ・家庭での節水に心がけます。
- ・洗剤や油で排水を汚さないようにします。
- ・公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換をします。

《事業者の取組み》

- ・再生水の利用など、水の循環利用を進めます。
- ・公共下水道への接続を行います。

□方針 2：周辺環境、自然に配慮したまちづくりを進めよう

《基本的考え方》

コンクリートやアスファルトで覆われたまちが日常となってきた今日、まちなかの樹木や草花、緑地などは、私たちにうるおいと安らぎを与えてくれます。

また、平坦地で森林を有していない本町にあって農地は、食料供給機能や遊水機能のほか、貴重な緑地という役割も担っています。

都市化が進み、私たちの暮らしは便利で効率の良いものになってきましたが、今後は建物の屋上や壁面・建物周り及び公園や道路の緑化など、まちなかの緑を増やし、育てるとともに、本町の貴重な緑地となっている農地の保全に努め、私たちの生活にうるおいとやすらぎを創出し、周辺環境、自然に配慮したまちづくりを進めていきます。

《達成目標》

○公園ボランティア登録数を増やす。

(平成 27 年度 6 団体(人)→ 平成 36 年度 16 団体(人))

○あじさいの里親登録数を増やす。

(平成 27 年度 34 団体→ 平成 36 年度 38 団体)

《行政の取組み》

- ・官民協働による公園や屋敷林、街路樹などの身近な緑の保全・創出に努めます
 - ①公園や街路樹などの緑の保全や創出を図るとともに、屋敷林の保全に努めます。
 - ②町民との協働により身近な緑を保全するため、公園ボランティア制度やあじさい里親制度の充実を図るとともに、街路樹の里親制度を検討します。
 - ③町民生活に潤いや安らぎを与える緑地の創出を図るため、開発指導による緑地の確保を図ります。
 - ④街路樹や植樹帯の整備による道路の緑化、自然豊かな公園整備に努めます。
 - ⑤緑の空間としての公園や緑地を維持するため、適切な維持管理を行います。
 - ⑥町の魅力を高めるため、観光資源である「あじさい」の適切な維持管理に努めます。
 - ⑦あじさいの里親制度の拡充により、町民や団体、企業などとの協働による「あじさい」の維持管理を推進します。
- ・本町の貴重な緑地である農地の保全に努めます。
 - ①農業振興策の効果を高めるため、まとまりのある一団の優良農地の保全を図ります。
 - ②環境保全型農業の推進と水田景観の保全に努めます。

《町民の取組み》

- ・地元の農産物を積極的に購入します。
- ・ふれあい農園などを利用し、農業への理解を深めます。
- ・敷地の緑化やプランター設置などに努めます。
- ・近くの公園や街路樹などの維持・管理活動に参加します。

《事業者の取組み》

- ・農作業の実習会など農業への理解者増に努めます。
- ・環境に配慮した農産物の栽培方法を積極的に導入します。
- ・地元の農産物を取り入れ、積極的に販売します。
- ・工場や店舗の緑化に努めます。

□方針 3：生き物の生息環境を守り育てよう

《基本的考え方》

本町は河川や水路など水辺に恵まれていることもあり、かつては町中に多くのホタルが生息していました。その後、環境の変化によって生息地が激減したため、再びホタルの里をよみがえらせようという住民による保護活動が行われた結果、一部の地域で再び、ホタルが見られるようになってきました。豊かな水辺や緑は、様々な生き物の生息空間となっており、これらの生き物と共生できる環境づくりを進めます。

《達成目標》

○ホタル生息地を創出する。 （平成 27 年度 6 箇所 → 平成 36 年度 8 箇所）

《行政の取組み》

- ・自然に親しむことのできる水辺環境の保全に努めます。
- ・市街化調整区域の水路改修については、環境との調和に配慮した水路整備に努めます。
- ・ホタルが飛び交う豊かな水辺環境を維持するとともに、ホタルの餌であるカワニナの養殖などに取組む開成町ほたるの里づくり研究会の活動を支援します。
- ・北部地域において、ホタルの保護・育成を図り、環境学習や体験学習により生き物や自然に親しめるホタル公園の整備を行います。
- ・水路については、土用干し期間等において用水の通水が一時止まることから、その間、生物が生息できる環境を確保できるよう検討していきます。

《町民の取組み》

- ・ホタルや魚など町の生き物について学習し、保護活動などに参加します。
- ・公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換を行い、生活雑排水の水路への流入を抑制します。
- ・浄化槽の維持管理を徹底します。

《事業者の取組み》

- ・農業者は生き物が生息できる水田づくりに努めます。
- ・生態系に配慮した開発に努めます。
- ・減農薬による生産に努めます。

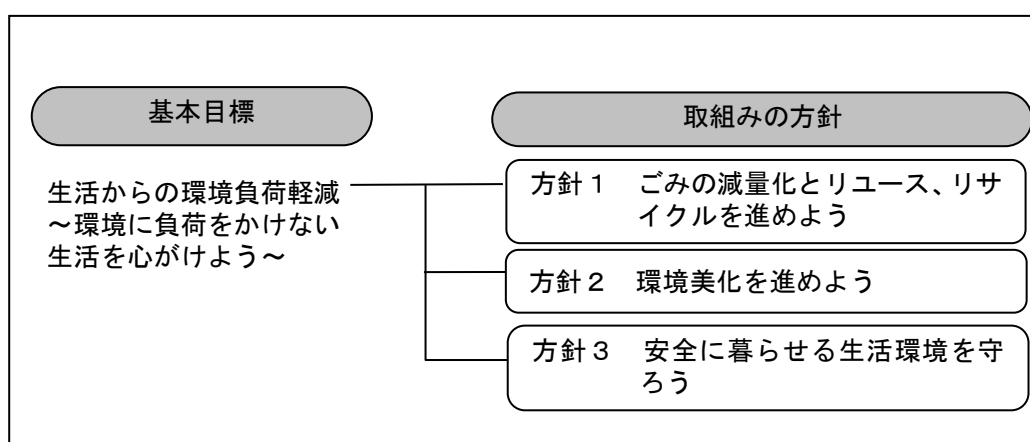
(2)生活からの環境負荷軽減

環境に負担をかけない生活を心がけよう

私たちの生活環境を脅かすものは、従来は工場等が主な原因の産業型公害が中心でしたが、今日では自動車の排ガスによる大気汚染、ごみの排出量やエネルギー消費量の増加といった、私たちの生活そのものが原因である都市・生活型公害へと変わってきています。

ここでは、まず私たちの生活を見つめ、暮らし方や事業活動など身近なところから環境への負荷を少なくする取組みを進めます。

図-20 「生活からの環境負荷軽減」基本目標と取組みの方針



コラム③

ごみ減量のための1R（リフューズ）＋3R（リデュース、リユース、リサイクル）

日常生活の中で、1R＋3Rを取り入れたライフスタイルに心がけましょう！

+ 1

Refuse(リフューズ)
不要なものもらわない
買わない、使わない

- 買う時に、使うかどうか、よく考えましょう。
- 計画的な買い物をしましょう。
- 買い物はエコバックを持参し、ごみになるものをできるだけ、家に持ち帰らないようにしましょう。
- 使い捨ての割りばしなどは断りましょう。

2

Reuse(リユース)
再利用する

- リサイクルショップ、フリーマーケット、バザー等を活用し、ものを流通させ、再利用しましょう。
- マイボトル、マイ箸を使いましょう。
- リフォームや修理で再生し、ものを大事に使いましょう。

1

Reduce(リデュース)
ごみになるものは減らす

- 生ごみの水切りをし、ごみの量を減らしましょう。
- 食事は残り物が出ないように作りましょう。
- 詰め替え商品を買ひ、ごみを減らしましょう。
- 生ごみ処理機を使い、生ごみを有効利用し、ごみの量を減らしましょう。

3

Recycle(リサイクル)
再利用・再資源化する

- 資源ごみは必ず分別して出しましょう。
- 学校、地域等で取組む集団資源回収に積極的に参加・協力しましょう。
- 人のために、資源を循環させる意識をもちましょう。

□方針１：ごみの減量化とリユース、リサイクルを進めよう

《基本的考え方》

現在の私たちの暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄からの転換期にあり、循環型社会形成推進基本法¹⁾に基づき、この大量廃棄を見直し、できるだけごみを出さないことを心がけ、生ごみは堆肥化し、再生利用できる資源として有効に活用するという活動を進めてきました。

「ごみになるものを買わない・使わない（リフューズ）」、「ごみなるものを減らす（リデュース）」、「ものを繰り返し使う（リユース）」の取組みを推進し、ごみの発生量を抑制するとともに、「ごみを出す際は、分別を徹底し、再利用、再生利用できるものは資源として有効に活用していく（リサイクル）」取組みを拡充し、資源循環型社会を目指します。

《達成目標》

○家庭系ごみ住民１人、１日あたりのごみの排出量を５％削減する。

(平成 27 年度 678 g → 平成 36 年度 644 g)

○ごみの資源化率を 40％以上にする。(平成 27 年度 30％ → 平成 36 年度 40％以上)

《行政の取組み》

- ・ごみの減量化と資源化を推進するため、町民のごみ問題への関心を高め、ごみの発生抑制（リフューズ、リデュース、リユース）、再使用、再利用（リサイクル）を推進します。
- ・ごみ処理焼却施設や最終処分場を町内に有していないことから、環境への負荷を低減し、持続可能な循環型社会を構築するため、ごみ大幅削減計画を策定し、ごみの減量化を図るための取組みを推進します。
- ・生ごみ堆肥を公共施設で積極的に活用するとともに、農業への利活用を促進します。
- ・家庭への生ごみ処理器の設置を促進するとともに、減量効果の検証と処理物の収集を実施します。
- ・ごみの分別ルールの徹底、不用品の再利用の推進など、ごみの資源化を進めます。
- ・剪定枝の堆肥化によるごみの減量化・資源化を推進するため、開成町グリーンリサイクルセンターの利用を促進します。
- ・幼稚園・小学校・中学校における給食の生ごみを分別・収集し、堆肥化を継続します。
- ・各団体が実施する資源集団回収を奨励します。

《町民の取組み》

- ・ごみの分別を徹底します。
- ・リサイクル活動に積極的に参加します。
- ・過剰包装を断り、買い物袋を持参します。
- ・ごみの出し方・分別のルールを守ります。
- ・生ごみは水分を切り、ごみの減量化、ごみの燃焼効率の向上に協力します。

《事業者の取組み》

- ・事業系ごみの排出抑制に努めます。
- ・販売での分別回収など資源の有効利用に取り組めます。
- ・ごみを適正に分別し、リユース、リサイクルなど資源化に努めます。
- ・事業系生ごみの堆肥化を推進します。

¹⁾ 循環型社会形成推進基本法：環境基本法の理念にのっとり、循環型社会の形成について基本原則を定め、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律。

□方針 2：環境美化を進めよう

《基本的考え方》

道路や河川・水路でのごみのポイ捨て、ごみの不法投棄による悪臭や水質汚染は、私たちの身近な環境問題です。きれいなまちづくり条例の理念に基づき、町、町民、事業者及び土地所有者等が一体となって、空き缶等及び吸殻等の散乱を防止するとともに、地域の環境美化活動に努めることにより、まちを美化する心をはぐくみ、清潔で美しいまちづくりを進めます。

《達成目標》

○美化活動（かいせいクリーンデーなど）への参加者数を 5%アップする。
(平成 27 年度 9,331 人 → 平成 36 年度 9,800 人)

《行政の取組み》

- ・協働による環境美化活動の推進
 - ①町民や事業者の環境美化についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境美化に関する活動を行う意欲を高めるため、「かいせいクリーンデー」を実施します。
 - ②環境教育の一環として、小中学生による環境美化活動を推進します。
 - ③地域住民との協働により道路、河川、公園の草刈などを行うなど、美しい公共空間の維持に努めます。
 - ④開成町きれいなまちをつくる条例に基づき、町民や事業者、行政が一体となって、清潔で美しいまちづくりの実現を図ります。
 - ⑤広報紙やホームページを活用し、かいせいクリーンデーの参加促進を図ります。
 - ⑥環境美化推進協議会の協力により、不法投棄防止のための啓発やパトロールを強化します。
 - ⑦自治会や地域住民等の地域美化活動に対する支援の充実を図ります。
- ・環境美化意識の向上
 - ①開成町きれいなまちをつくる条例のPR活動を通じて、環境美化への理解と行動を促進します。
 - ②ごみのポイ捨てや落書きなどを防止するため、環境美化意識の向上を図ります。
 - ③犬や猫などのペットの飼い主のマナー向上を図ります。

《町民の取組み》

- ・道路や水路へのごみのポイ捨てをなくします。
- ・「かいせいクリーンデー」などの美化活動に積極的に参加し、環境美化への認識を高めます。
- ・犬・猫などのペットが他人に危害を与えたり、迷惑をかけないように適正に管理します。
- ・定期的に草刈を行うなど、自己管理地を美しく維持します。

《事業者の取組み》

- ・地域の美化活動に積極的に参加します。
- ・不法投棄されないよう、自己所有地の管理を行います。
- ・事業所内の美化を推進します。

□方針3：安全に暮らせる生活環境を守ろう

《基本的考え方》

自動車・工場等の騒音、排煙などの問題に加え、近年は放射能汚染の問題など、知らず知らずのうちにわたしたちの人体に悪影響を及ぼす問題が多く取り上げられるようになりました。

これらは暮らしの中の身近な問題であるとともに、次世代にも大きな影響を与えます。このため、正しい知識の普及や対応を進めます。

《達成目標》

○騒音等による苦情件数を増加させない。（平成27年度 2件 → 平成36年度 2件）

《行政の取組み》

- ・自動車の排出ガスによる大気汚染の改善を図るため、電気自動車（EV）などの環境性能に優れた低公害車の導入を促進するとともに、エコドライブを推進します。
- ・産業活動による公害の発生を防止するため、神奈川県と連携し、町内の工場や事業所への指導を行います。
- ・神奈川県と連携し、建築物の解体に伴うアスベストの飛散防止を推進とともに、アスベストに関する正確な情報の提供に努めます。
- ・放射能汚染が危惧されるときは、迅速に測定、公表します。
- ・屋外燃焼行為禁止の正しい情報提供を行うとともに、開成グリーンリサイクルセンターの利用を促します。
- ・工場・事業所などから公害の発生を未然に防ぐため、県・町環境保全推進連絡会¹⁾と協力して自主管理体制の充実を促します。

《町民の取組み》

- ・有害物質を発生する合成繊維・樹脂・ゴム・ビニール等を燃やさないようにします。
- ・家庭生活や車、バイク等から出る騒音に配慮します。
- ・屋外燃焼行為をしないようにします。（例外規定内の行為は除く）

《事業者の取組み》

- ・事業所内から発生する騒音に配慮します。
- ・公害防止のため、自主管理体制を徹底します。
- ・農業者は野外燃焼行為を行う場合、近隣に配慮します。

* 県条例により屋外燃焼行為は禁止されていますが、一部、次のような例外行為があります。

- ・農業従事者が自己の農作業に伴い行う燃焼行為
- ・たき火など、日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの
- ・屋外レジャーにおいて通常行われる焼却で軽微なもの
- ・地域的慣習による催しや宗教上の儀式行為に必要な焼却
- ・災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却

¹⁾町環境保全推進連絡会：町に所在する事業所の環境保全担当者の知識高揚と快適な生活環境保全のため、環境に関する研究や資料収集、各種活動を行う組織。

(3)地球環境との共生

次の世代に美しい地球環境を引き継ごう

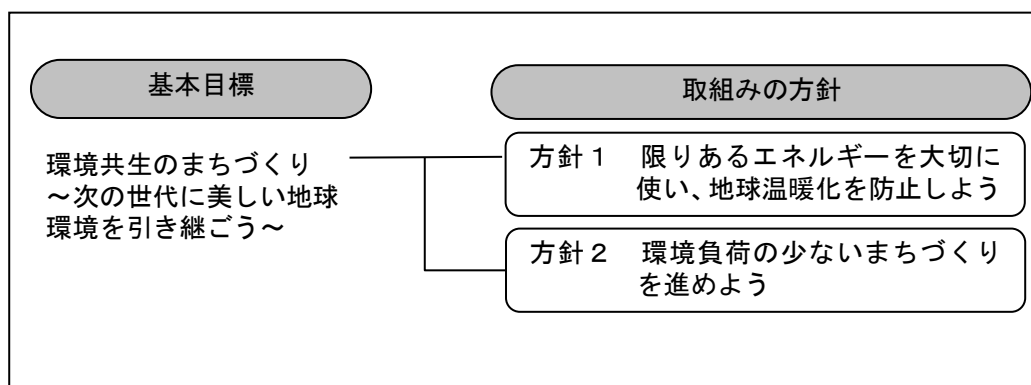
自動車利用の増加や家庭での電気使用量の増加など、私たちの生活が便利になる一方で、知らず知らずのうちに地球環境に過大な負荷を与えています。

地球規模の環境問題のひとつである地球温暖化については、平成 28 年 11 月 4 日に、2020 年以降の地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」が発効され、世界的な地球温暖化防止への取組みが動き出しています。

また、東日本大震災による電力不足は、我が国のエネルギー安定供給の脆弱性を露見させ、今後は、再生可能エネルギーの導入拡大などが、エネルギー政策の課題のひとつともなっています。

ここでは、このような背景を踏まえ、私たち一人一人が日々の生活や事業活動を見直し、省エネルギーに努めるなど環境に配慮した行動を実践していくことで、地球環境への負荷軽減に貢献していきます。

図ー21 「地球環境との共生」基本目標と取組みの方針



□方針１：限りあるエネルギーを大切に使い、地球温暖化を防止しよう

《基本的考え方》

私たちの暮らしのなかでは、電気・ガス、ガソリンといったエネルギーが多く使われていますが、これらのエネルギーには限りがあるとともに、地球温暖化を引き起こす原因となります。このようなエネルギーをつくる、あるいは燃焼する際に発生する二酸化炭素等の温室効果ガスを削減することが必要です。

このため、生活のあらゆる場所で省エネルギーに努めるとともに、太陽光など再生可能エネルギーの利用を促進していきます。

また、近年の地球温暖化対策の動向を踏まえ、温室効果ガス排出量の抑制（緩和策）を推進するのとあわせ、地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に適応できる社会の形成（適応策）に努めます。

《達成目標》

- 「COOL CHOICE」やその他の地球温暖化防止活動を推進する事業者数を増やす。
(平成27年度 10事業所 → 平成36年度 19事業所)
- ゼロエネルギーハウス（ZEH）に対する補助件数を毎年3件以上行う（延べ件数）
(平成27年度 0件 → 平成36年度 27件)

《行政の取組み》

・温室効果ガス排出量の抑制

- ①地球温暖化防止実行計画を見直し、公共施設における省エネルギーに取り組めます。
- ②温室効果ガスの排出量を削減するため、環境性能に優れた電気自動車（EV）の普及を促進するとともに、公用車へのEVの導入を検討します。
- ③家庭や事業所における省エネルギーを推進するため、家庭や事業所で実践できる省エネルギーの事例紹介を行います。
- ④町民一人ひとりが家庭における温室効果ガスの排出を抑制するための取組みについて考え、ライフスタイルを見直すきっかけとするため、省エネ家計簿の普及やマイバック運動の推進に努めます。
- ⑤環境に優しい行動を登録・公表し、実践する「マイアジェンダ¹⁾制度」の普及を通じて、町民・企業・行政などのすべての主体の自主的な環境配慮活動を促進します。
- ⑥公共施設における節電対策を積極的に進めるとともに、町民や企業に対してホームページや広報誌などを活用し、節電の必要性や節電のメニューの周知を図ります。

・新エネルギーの利活用の推進

- ①ゼロエネルギーハウス（ZEH）の設置費補助を実施し、ゼロエネルギーハウス（ZEH）の設置を促進します。
- ②開成町あじさい公園に設置した小水力発電の環境教育での利活用を促進します。
- ③公共施設の整備にあたっては、太陽光発電などの新エネルギーの導入に努めます。
- ④新エネルギーの一般利用を目的とした研究を進め、企業や町民に対して省エネルギー意識や創エネルギー意識の普及・啓発に努めます。

¹⁾マイアジェンダ：県民や企業、NPO、行政等が地球温暖化対策として自主的に取組む内容を公表し、登録したもの。

-
- ・気候変動に適応できるまちづくりの推進

地域防災計画に基づき、気候変動によって、増える傾向のある台風やゲリラ豪雨などの水害には、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みを推進します。

《町民の取組み》

- ・不要な照明をこまめに消したり、LEDなど省エネ型電球への交換、適正な冷暖房温度の設定など、できるところから実践行動します。(巻末の「省エネ家計簿」参照)
- ・自動車の利用を極力控え、公共交通や自転車等の利用、または徒歩などに転換します。
- ・「マイアジェンダ」に登録します。
- ・自治会は、家庭での節電や自転車利用促進などのPR活動に積極的に取組みます。
- ・車を買替える際などには、低公害車の導入に努めます。
- ・家を建て替える際などには、ゼロネットエネルギーハウスなどの省エネ・創エネ住宅の導入、クリーンエネルギーの導入を検討します。

《事業者の取組み》

- ・省エネ製品などの普及を図ります。
- ・低公害車の導入、車両の効率的利用を図ります。
- ・アイドリングストップなどエコドライブに心がけます。
- ・「COOL CHOICE」、「マイアジェンダ登録」などのCO2削減活動に取組みます。
- ・クリーンエネルギーの導入を検討するなど、地球温暖化防止に協力します。

□方針 2：環境負荷の少ないまちづくりを進めよう

《基本的考え方》

まちづくりには、道路や水路、建物などを計画的に配置し、そこで暮らす私たちの生活をより豊かで安全なものにする役割があります。歩行者や自転車を優先する道づくりや排ガスの発生源となる渋滞をなくす交通誘導策、クリーンエネルギーの導入など、まちづくりにおける環境負荷の軽減を進めます。

《達成目標》

○自転車の安全な乗り方教室の参加者数を 5%増やす。

(平成 27 年度 187 人 → 平成 36 年度 196 人)

《行政の取組み》

- ・自転車利用の促進
 - ①自転車を利用しやすい環境づくりを進めるため、子どもの自転車の安全な乗り方教室を開催します。
 - ②自転車の安全利用を促進するため、小学生を対象とした自転車運転免許制度を実施します。
 - ③自転車・歩行者キャンペーンを通じて、近距離の移動における自転車利用を促進します。
 - ④商業の活性化を図るため、足柄上商工会と連携したレンタサイクルの取組みを推進します。
 - ⑤自転車の安全利用を促すため、利用ルールの徹底やマナーの向上を図ります。
 - ⑥あしがり郷瀬戸屋敷に設置した「自転車の駅」の PR の促進及び有効活用を検討します。
- ・自転車利用環境の整備
 - ①開成駅周辺の自転車利用者の増加に対応するため、駐輪場の確保に努めます。
 - ②自転車利用を促進するため、自転車走行空間のネットワーク化を検討します。
 - ③自転車の乗り方を習得するための練習所や自転車での走行を楽しむことができる場所の確保に努めます。
- ・公共工事等における環境に配慮した計画・工法・資材等の導入に努めます。

《町民の取組み》

- ・身近な移動には、環境にやさしい乗り物である自転車の利用に努めます。

《事業者の取組み》

- ・通勤での自動車利用を控えるとともに、身近な移動は、環境にやさしい乗り物である自転車の利用に努めます。

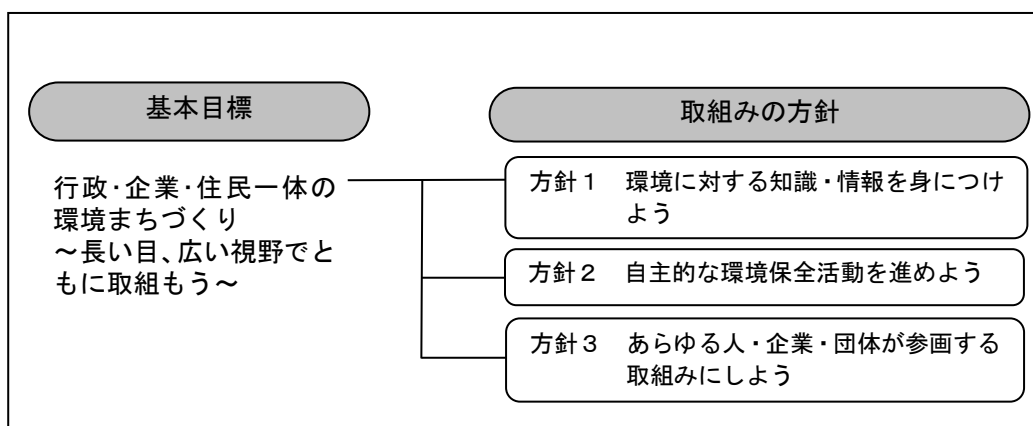
(4)行政・企業・住民一体の環境まちづくり

長い目、広い視野でともに積極的に取組もう

私たちの暮らしを取り巻く様々な環境問題を解決するためには、一人一人が問題意識を持ち、できることから行動を起こしていくことが大切ですが、一人一人の小さな努力が大きな動きや変化につながるまでには時間がかかります。そこで、小さいころから自然や環境問題に興味を持てるよう学習できる機会を増やし、次世代へと取組みを受け継ぐ必要があります。

私たちの生活に身近な問題から、地域を越えた環境問題や地球規模の環境問題を解決するため、町内にとどまらず、様々な立場の人々が協力・連携した取組みの輪を広げます。

図-22 「行政・企業・住民一体の環境まちづくり」基本目標と取組みの方針



□方針 1：環境に対する知識・情報を身に付けよう

《基本的考え方》

持続可能な社会を実現するためには、町民一人一人が現状を見つめ、身近な問題として、何をすべきか考えることが最初の一步となります。そのため、学校や職場、家庭などあらゆる場所で環境について知る機会を増やすとともに、正しい知識や情報を身に付け、これからの行動に活かしていくことが重要です。

《達成目標》

- 環境学習会等（セミナー、環境フェア、環境講演会等）の開催回数を増やす。
（平成 27 年度 1 回 → 平成 36 年度 5 回）
- 環境美化推進協議会委員の研修・交流回数を増やす
（平成 27 年度 2 回 → 平成 36 年度 3 回）

《行政の取組み》

- ・子どもを対象にした環境教育の充実を図るとともに、幼児から大人まで、各世代の学習ニーズに応じた環境学習の企画・実施に努めます。
- ・環境美化意識の向上を図るため、町民を対象とした環境に関する学習会、環境講演会、見学会や自然体験会などを開催します。
- ・町民や自治会、民間の環境団体などを対象とした環境学習の場の提供や学習のための支援を行います。

《町民の取組み》

- ・自然体験などの環境学習会に参加します。
- ・環境に関する情報を積極的に活用します。
- ・自治会や民間の環境団体は、町民が取り組む環境情報の伝達に努めます。

《事業者の取組み》

- ・環境に関する情報を積極的に活用します。
- ・従業員に環境教育を進めます。
- ・町民を対象とした工場見学会や講習会等の開催に努めます。

□方針 2：自主的な環境保全活動を進めよう

《基本的考え方》

環境問題は、一個人だけの力ではどうにもならないほど大きく複雑な問題です。しかし、解決に向けての手掛かりは、私たちの身近な暮らしの中にたくさん見いだすことができます。

省エネ家計簿を使い、家庭生活における CO₂ 排出量をチェックしたり、環境調査への参加で環境に何が大きく影響しているかを自ら把握することで、自主的な環境保全活動の一層の促進を図ります。

《達成目標》

- | |
|---|
| ○「町民の自主保全活動 ¹⁾ 」への行政働きかけ件数を増やす。
(平成27年度 1件/月 → 平成36年度 5件/月) |
| ○町民環境調査（水質、廃棄物）や環境実践チャレンジ等の参加人数を増やす。
(平成27年度 0人 → 平成36年度 144人) |

《行政の取組み》

- ・省エネ家計簿の利用促進を図るため、ゼロエネルギーハウス（ZEH）の設置の補助申請者に利用を勧めたり、自治会を通じたPRなどを行います。
- ・地域の環境活動に関する情報を提供し、環境保全活動を推進します。
- ・町民環境調査を継続的に実施します。

《町民の取組み》

- ・省エネ家計簿を使い、生活をチェックします。
- ・環境を考える団体などの情報に目を向けます。
- ・町民による環境保全活動などに参加します。
- ・環境にやさしい製品を積極的に購入します。
- ・自治会へ加入し、自治会活動を通し、環境活動へ参加します。

《事業者の取組み》

- ・環境マネジメントシステムにより、継続的な環境保全に努めます。
- ・環境にやさしい製品づくりに努めます。
- ・商店ぐるみの「マイバック持参制度」を推進します。

¹⁾ 自主保全活動：マイバッグ、エコドライブ、サイクルモニター、歩行モニターキャンペーンへの参加など。

□方針3：あらゆる人・企業・団体が参画する取組みにしよう

《基本的考え方》

環境問題は地球全体に影響するほど大きく、また、人だけでなく地球上のあらゆる生物に関係する複雑な問題です。特に東日本大震災により発生した福島第一原発事故は深刻な電力不足や放射能汚染を引き起こし、長期且つ広範囲の地域で、私たちの生活や経済活動に大きな影響を与えました。

一方、私たちは「節電へのチャレンジ」や「地域の農業・漁業による食物資源を守ること」、更には「協働で解決する」ことの重要性に気づきました。自ずと環境問題に対する関心、行動の必要性についての意識が高まりました。この貴重な経験から、町民・事業者・町（行政）がそれぞれの立場からの役割を果たし、協力して環境問題に取り組むしくみをつくります。

《達成目標》

○環境フェア、町民環境調査、省エネ家計簿など、町が開催する事業への参加者数を増やす。
(平成27年度 360人 → 平成36年度 500人)

《行政の取組み》

- ・環境シンポジウムなど町民の参加する環境学習・行動の機会を創出します。
- ・町民との協働によるまちづくりを図るため、町民とのコミュニケーションの充実を図り町民ニーズの施策への反映を図るとともに、企業やNPOなど民間団体の活動と連携・協力を進めます。また、行政との協働事業への町民参加を積極的に進めます。
- ・幅広い世代の町民が参加できるイベント等を企画し、環境に関心を持つ住民の裾野を広げます。
- ・自治会・環境美化推進協議会委員・企業・行政などが相互に交流できる機会の創出に努めます。
- ・環境政策への町民参加を促進するため、環境審議会委員への一般公募を推進します。

《町民の取組み》

- ・環境学習会に積極的に参加します。
- ・「あじさいの里親」¹⁾に登録します。
- ・環境活動を行うボランティア団体等の活動に参加します。

《事業者の取組み》

- ・環境学習会に積極的に参加します。
- ・従業員の環境活動への参加を推奨します。(環境奉仕の休暇制度など)
- ・「あじさい基金」²⁾に賛同、参加します。
- ・「あじさいの里親」に登録します。

¹⁾ あじさいの里親：「あじさいの里」の花の管理や清掃活動を行ってもらう住民ボランティア。

²⁾ あじさい基金：町民の共有財産である「あじさいの里」の緑あふれる田園風景を次世代に引き継ぐために実施する事業に要する経費の財源に充てるために設置された基金。

3 みんなで優先的に取組む重点プラン

重点プランは、早急に取り組みを始める必要性が高く、このまま放っておくと町の将来に大きな影響を及ぼす課題に対する取り組みに対して、町民・事業者・町（行政）の協働により優先的に取組む事項を「重点プラン」として設定します。

平成 23 年度に見直した開成町環境基本計画では、4 つの重点プランを設定し、取り組みを行ってきました。重点プランごとに関連指標を設定し、その進捗状況を数値的に評価してきたところですが、計画通りに進展が見られた指標がある一方、十分に成果が現れていないものや実情にあっていないものも見られます。

そこで、計画の見直しにあたっては、これまである一定の成果が見られるものについては、さらに一歩前進した取り組みを行う一方、成果が現れていないものについては、その原因について振り返り、制度や仕組みの再検討を行い、本町の現状にあった取り組みとしていくことが必要です。

開成町環境基本計画 2017-2024

重点プラン 1 水辺環境の保全と緑の保全・創出

(生き物にやさしい環境づくり)

本町の特徴の一つである水路は町内を網の目のように走り、人々に潤いをもたらす役割を果たします。これらの水路の生活排水流入による汚染を防止するとともに、ホタルやニホンメダカなどの水生生物にとって居心地の良い水辺の環境を保全・創出することで、私たちにとても憩い安らげる空間を生み出し、後世へと残し、伝えていきます。

また、北部の農地は、本町の貴重な緑であることから、保全に努めるとともに、市街地部については、公園、街路樹、屋敷林などの身近な緑の保全・創出を推進していきます。

～みんなで目指す平成 36 年度の姿～

- 夏の夜、水辺にはたくさんのホタルが飛び交っています。
- 水田には、これまで見られなかった小魚や昆虫が見られるようになりました。
- 道路には、あじさいなどの緑が植栽され、開成町らしい美しい景観となりました。

関連指標

公共下水道人口・合併処理浄化槽人口比率	95%
ホタル生息地箇所数	8 箇所

プロジェクト1 河川・水路の適切な維持管理の推進

○町は、水辺環境の保全を町民・事業者と協働で実施します。

☆「開成クリーンデー」などの環境美化活動に参加します。

☆河川・水路への不法投棄ゼロを目指し、町民・事業者・町の協働によりごみ拾いを行うなど、不法投棄防止に向けた啓発事業を行います。

プロジェクト2 生き物の棲める水路づくり

○町は、河川・水路の改修にあたって、生態系に配慮した整備に取組めます。

☆町民はホタルの乱獲防止の巡回指導など、ホタル生息地の保全・拡大に向けた取り組みを継続的に実施します。

プロジェクト3 休耕田の活用や生き物が棲める水田づくり

○町は、農地荒廃防止のため、農地の利用権設定や農作業の受委託の拡充を図ります。

○沿道緑化、自然豊かな公園整備に努めます。

☆農家は、環境保全型農業に取り組むよう努めます。

☆町民や事業者は所有地の緑化に努めます。

☆町民は、近くの公園や街路樹などの維持管理活動に参加します。

重点プランの考え方を記しています。

目指すまちのイメージとそれを達成するための関連指標を記しています。
この指標は「2 取り組みの方針と主体別の取り組み」に示した達成目標と連動しています。

○印は主に町が主体となって行う取り組み、☆印は主に町民や事業者が主体となって行う取り組みを記しています。

重点プラン

1

水辺環境の保全と緑の保全・創出

(生き物にやさしい環境づくり)

本町の特徴の一つである水路は町内を網の目のように走り、人々に潤いをもたらす役割を果たします。これらの水路の生活排水流入による汚染を防止するとともに、ホタルやニホンメダカなどの水生生物にとって居心地の良い水辺の環境を保全・創出することで、私たちにとっても憩い安らげる空間を生み出し、後世へと残し、伝えていきます。

また、北部の農地は、本町の貴重な緑であることから、保全に努めるとともに、市街地部については、公園、街路樹、屋敷林などの身近な緑の保全・創出に努めていきます。

～みんなで目指す平成 36 年度の姿～

- 夏の夜、水辺にはたくさんのホタルが飛び交っています。
- 水田には、これまで見られなかった小魚や昆虫が見られるようになりました。
- 道路には、あじさいなどの緑が植栽され、開成町らしい美しい景観となりました。

関連指標

公共下水道人口・合併処理浄化槽人口比率	95%
ホタル生息地箇所数	8 箇所

プロジェクト 1 河川・水路の適切な維持管理の推進

- 町は、水辺環境の保全を町民・事業者と協働で実施します。
- ☆「開成クリーンデー」などの環境美化活動に参加します。
- ☆河川・水路への不法投棄ゼロを目指し、町民・事業者・町の協働によりごみ拾いを行うなど、不法投棄防止に向けた啓発事業を行います。

プロジェクト 2 生き物の棲める水路づくり

- 町は、河川・水路の改修にあたって、生態系に配慮した整備に努めていきます。
- ☆町民はホタルの乱獲防止の巡回指導など、ホタル生息地の保全・拡大に向けた取組みを継続的に実施します。

プロジェクト 3 休耕田の活用や生き物が棲める水田づくり

- 町は、農地荒廃防止のため、農地の利用権設定や農作業の受委託の拡充を図ります。
- 沿道緑化、自然豊かな公園整備に努めます。
- ☆農家は、環境保全型農業に取り組むよう努めます。
- ☆町民や事業者は所有地の緑化に努めます。
- ☆町民は、近くの公園や街路樹などの維持管理活動に参加します。

(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの推進)

平成 16 年 10 月から町では P F I 事業により「開成グリーンリサイクルセンター」を本格稼動し、幼稚園・小中学校から排出される給食生ごみと剪定枝の堆肥化を行っています。

また、平成 24 年度から家庭への生ゴミ处理器設置推進制度を実施しているほか、水きり三角コーナーの配布などを実施し、生ゴミ減量化を推進しています。

このような取組みを継続し、燃えるごみの多くの重量を占める家庭・事業所などから排出される生ごみの減量化を図るとともに、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの取組みをより一層、市民・事業者浸透させ、資源循環型社会をめざします。

～みんなで目指す平成 36 年度の姿～

☐ 家庭や事業所でのごみの減量化・資源化が推進されています

☐ 農家・公園・菜園等で生ごみ堆肥を利用し農産物の生産をしています。

関連指標

家庭系ごみの住民 1 人、1 日あたり排出量 644 g
ごみの資源化率 40%以上

プロジェクト 1 町全体でごみの分別収集と資源化の推進

○町は、ごみの減量化・資源化に向け、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの取組みを推進するため、町民や事業者への啓発を実施します。

☆町民は、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの取組みに協力します。

☆町民は、生ゴミ处理器を活用したごみ減量化に努めます。

プロジェクト 2 生ごみ堆肥の活用

○町は、公共施設などに生ごみ堆肥を積極的に活用するとともに、農家や家庭菜園などへの活用を促します。

☆町民は、農場や家庭菜園等で生ごみ堆肥を積極的に活用し特産品の生産を行います。

重点プラン

3

地球温暖化防止対策の推進

(地球にやさしい暮らしの実現)

私たちがより便利で快適な生活を求めてきたことにより、地球規模の温暖化問題が顕在化してきました。平成 28 年 11 月 4 日には、2020 年以降の地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」が発効され、世界的な地球温暖化防止への取組みが動き出しています。

この問題を解消していくためには、私たち一人一人が生活や経済活動を見直し、行動していくことが重要です。本町においても東日本大震災での教訓を踏まえ、節電・省エネなどに取り組んできたところです。今後は、こうした取組みを継続するとともに、より充実した地球温暖化防止につながる施策を推進していきます。

～みんなで目指す平成 36 年度の姿～

- 協働による自転車のまちづくりを推進しています。
- 地球温暖化防止に積極的に取り組む町民・事業者が増えています。
- 太陽光発電システムを導入する住宅軒数が増えています。
- ゼロエネルギーハウス（ZEH）を導入する住宅件数が増えています。
- 全ての行政施設で CO2 排出量が削減されています。
- 再生可能エネルギーを導入した公共施設が増えています。

関連指標

ゼロエネルギーハウス（ZEH）設置補助件数（累計）	27 件
地球温暖化防止活動推進事業所数	19 事業所
自転車の安全な乗り方教室の参加者数	196 人

プロジェクト 1 「自転車のまちづくり」の推進

- 足柄上商工会と連携したレンタサイクルの取組みを推進します。
- 自転車を利用しやすい環境づくりを進めるため、子どもの自転車の安全な乗り方教室を開催します。
- 自転車・歩行キャンペーンを通じ、近距離の自転車利用を呼びかけます。
- 自転車のまちづくりの取組みを町内外に発信します。
- 開成駅周辺の自転車利用者の増加に対応するため、駐輪場の確保に努めます。
- ☆町民や事業者は、身近な移動などに自転車を積極的に利用します。

プロジェクト 2 家庭・事業所での地球温暖化防止運動の推進

- 町は、情報提供等を通じて、町民・事業者の取組みを推進します。
- ☆町民は、省エネ家計簿を活用したり、自動車利用の削減や自宅の緑化に努めるなど、自らできる地球温暖化防止活動を実施します。
- ☆町民・事業者は、「COOL CHOICE」、「マイアジェンダ登録」に参加することで、温暖化防止に貢献します。
- ☆町民・事業者は、家庭や事業所での新エネルギー（太陽光発電など）の導入を検討します。

プロジェクト 3 地球温暖化防止実行計画の推進

- 町は、行政施設の地球温暖化防止実行計画（平成 24 年 3 月）を見直し、新たな目標を設定するとともに、目標の達成に向けて各施策を実施します。

(みんなが学び、行動できるしくみづくり)

環境問題に対する関心をさらに高め、実践行動者を増やすためには、「何から始めるのか」とか「関心のある問題についてもっと知りたい」などの学習のニーズを適確に把握する必要があります。

自らの生活が環境にどのような影響を与え、又は与えられているかに気付くきっかけを提供し、更には「自ら問題を見つけ、行動する」ためのレベルアップ学習を推進していきます。

～みんなで目指す平成 36 年度の姿～

- 環境学習会、環境フェア、環境講演会等の学習参加者が増えています。
- 省エネ家計簿、町民環境調査、マイバッグ、エコドライブ、近距離自転車利用、アジェンダ登録等のエコ実践行動者が増えています。
- 町民が取組んだ結果を掲載したり、発表する場、頻度が増えています。
- 町民が主体的、継続的に学習、調査の企画・実行できる仕組み、サポート体制ができています。
- 環境調査や環境学習会の企画・実行が町から町民主体に移っています。

関連指標

環境学習会等の開催回数	5 回
環境学習会等の参加者数	500 人
環境美化推進協議会委員の研修・交流回数	3 回/年

プロジェクト 1 世代別関心テーマの学習実践

○世代別学習¹⁾ニーズの把握と学習方法の企画・実施に努めます。

プロジェクト 2 自治会、環境美化推進協議会委員などの交流

○自治会・環境美化推進協議会委員などが相互に交流できる機会を創出します。

☆自治会、環境美化推進協議会委員などは、交流会などに積極的に参加し情報交換などを行います。

プロジェクト 3 環境調査・環境学習会の実施

○町民環境調査を町民などとの協働により、継続的に実施します。

○ごみ分別・リサイクル、エネルギー・省エネ、生活排水処理などの様々なテーマで環境学習会を町民などとの協働により継続的に実施し、環境に関する知識や意識の向上を図ります。

○環境美化推進協議会委員などへの研修会を定期的に実施していきます。

¹⁾世代別学習：これから家を建てる人には「太陽光発電」、家をリフォームする人には「省エネリフォーム」など、それぞれの世代のニーズにあった情報提供など。

V 計画の実現に向けて

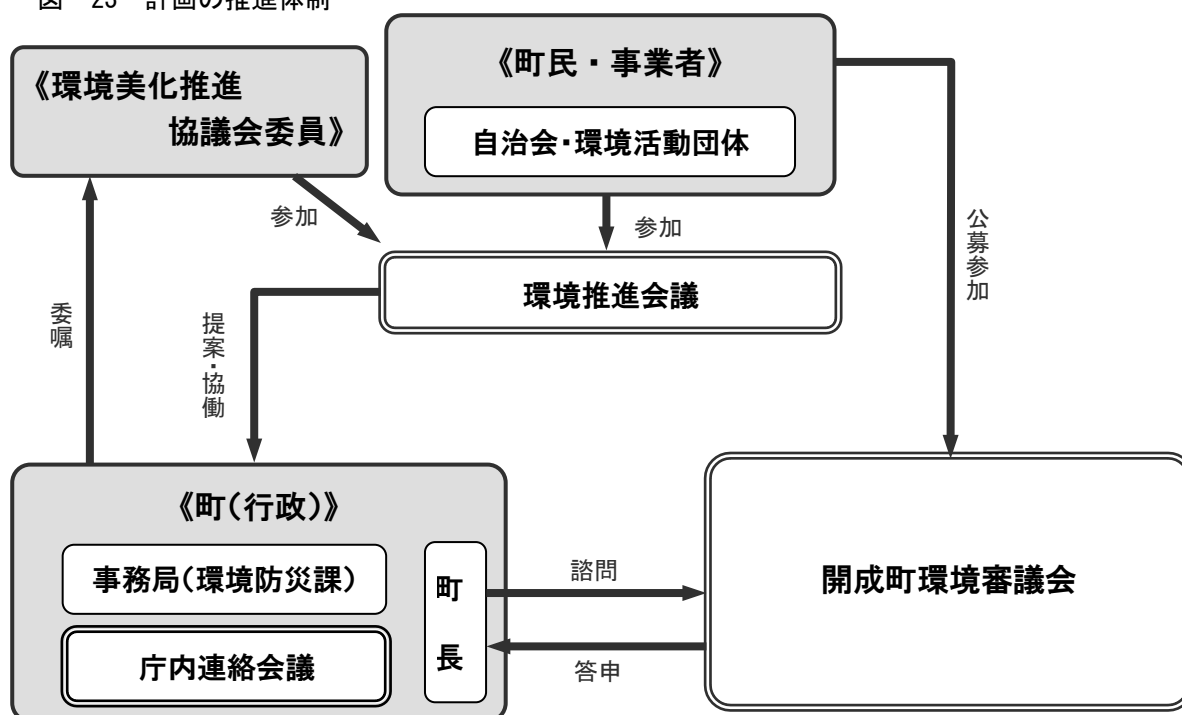
ここでは、前章に示した取組みを推進するための体制や効果的な進行管理のあり方について示します。

1 計画の推進体制

(1)計画の推進体制

本町の環境を守り、改善していくためには、この計画に示した町民・事業者・町（行政）の様々な取組みを一歩ずつ着実に進めていく必要があります。このため、以下のような体制で計画の進行を管理していきます。

図ー23 計画の推進体制



《開成町環境審議会》

【構成】開成町環境基本条例に基づき、環境に関して知識や経験を有する者など、15人以内の委員で構成します。

【役割】町長から諮問された、環境基本計画およびその他環境の保全及び創造に関する事項、環境基本計画の改定に関して専門的な視点で協議を行い、町長に答申します。

《環境推進会議》

【構成】環境について関心の高い町民及び事業者で構成します。

【役割】環境への取組みに関する提案を住民目線で行うとともに、町との協働により実践します。

《庁内連絡会議》

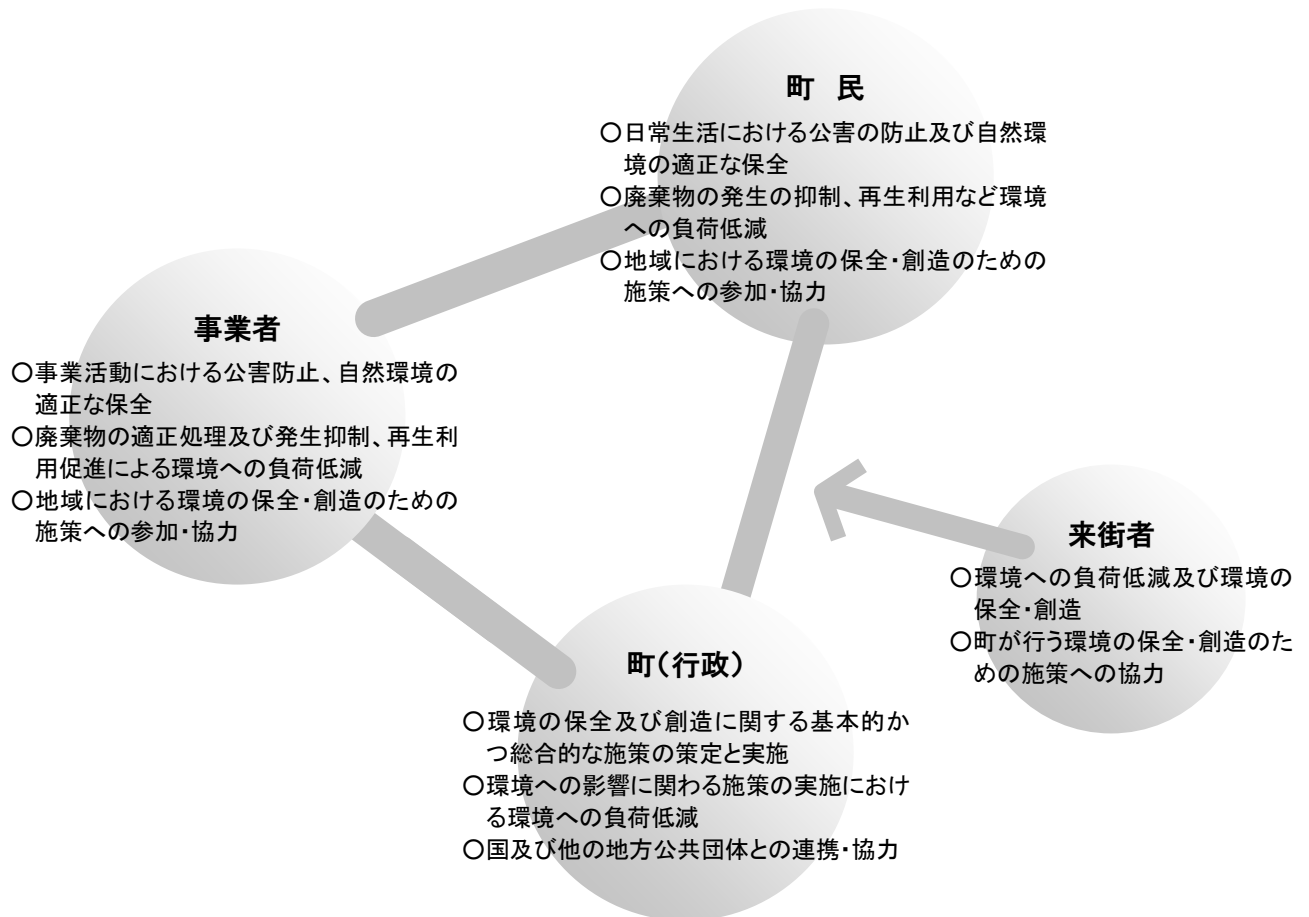
【構成】環境に関する庁内関係各課で構成し、事務局は環境防災課とします。

【役割】環境基本計画における施策の進捗状況を点検及び地球温暖化防止実行計画の取組み状況について評価を行います。

(2)町民・事業者・町(行政)及び来街者の責務と役割

計画の推進にあたっては、町民、事業者、町（行政）及び来街者がそれぞれの責務と役割のもと、相互に理解し協力しながら環境の保全・創造に取り組む必要があります。

図－24 町民・事業者・町（行政）及び来街者の責務と役割



2 計画の進行管理・推進方策

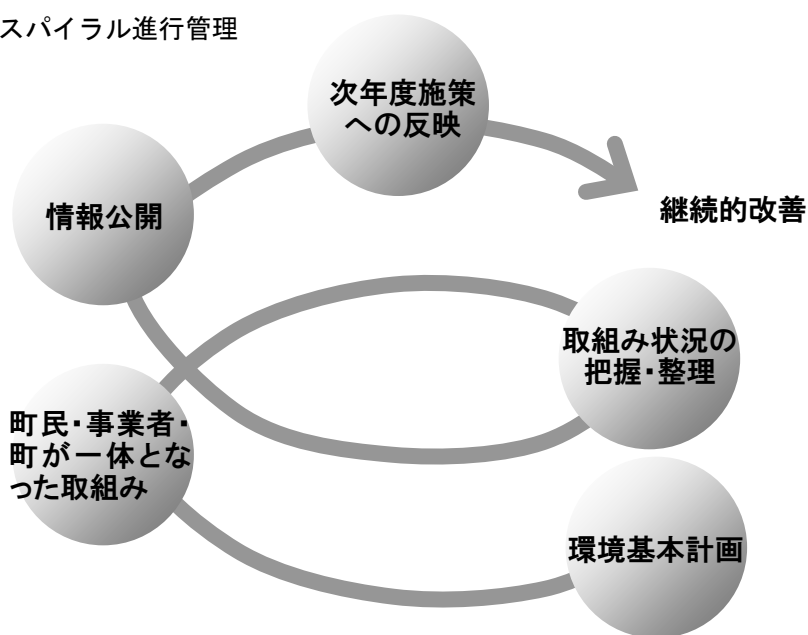
(1)主体別の取組みの進行管理

取組みの方針に対する達成目標については、総合計画における進行管理と連携しつつ、事務局（環境防災課）が定期的に把握・整理し、開成町環境審議会に報告します。

行政の取組みについては、各担当課が中心となって推進するとともに、事務局（環境防災課）が各取組みの進捗状況を定期的に把握・整理し、庁内連絡会議に諮り、進捗状況の点検を実施します。

これらの取組み状況や取組み結果については、適宜、ホームページ等で公開し、広く情報を共有するとともに、次年度施策に反映するなど、「計画」→「実施」→「評価」→「改善」という流れによる継続的かつ確実な進行管理を徹底していきます。

図 25ースパイラル進行管理



(2)重点プランの進行管理

重点プランの推進は、町と環境推進会議との協働・連携により、町民や事業者及び各種環境保全・創出活動団体と一体になって推進します。

なお、各重点プランには、「みんなで目指す平成 36 年の姿」を設定しており、事務局（環境防災課）は達成状況を年 1 回把握・整理し、開成町環境審議会に報告します。

開成町環境審議会は、各重点プランの推進状況について定期的に把握し、プランの見直しや推進方策など、町に提言を行います。

(3)町による環境率先実行の推進

町は、一事業者及び一消費者の立場から、町が取組む事務事業及び公共施設管理に関する地球温暖化防止実行計画を策定し、自ら率先して環境負荷を低減する行動を実行していきます。

(4)環境に関する情報の周知

計画の推進にあたっては、町（行政）の取組みのみならず、町民・事業者の協力や自主的な環境配慮行動の実践が不可欠であり、環境に関する様々な情報を周知することが必要です。

① 環境基本計画の閲覧と配布

- ・環境基本計画を町役場や町民センター、地域集会施設などに置き、誰もが、いつでも見ることができるようにします。
- ・環境基本計画の概要版を環境講演会や環境フェアなどのイベント時に配布します。

② 「広報かいせい」による環境情報の発信

- ・町の広報に環境基本計画の概要を掲載します。
- ・町の広報に「環境コラム」の枠を設け、定期的に環境情報を発信します。

③ ホームページの活用

- ・町のホームページなどを活用し、環境基本計画に関する情報を提供します。
- ・NPOなど環境活動団体のホームページとのリンク又はアドレス紹介を行い、より詳しい情報の提供を行います。

④ 町民から町民への情報提供

- ・環境推進会議が中心となり、環境イベントなどの機会を活用し、町民から町民への口コミを通じた情報提供を行います。



コラム④

開成町環境基本計画推進会議（３）

○第４回 推進会議

平成 28 年 11 月 18 日（金）に開催された第 4 回の推進会議では、「協働による環境活動の推進体制」について話し合いました。



第 4 回推進会議の様子

第 4 回 推進会議での主な意見

- ・美化推進員が、互いに、情報交換できる場を増やす必要がある。
 - ・新しい住民の自治会に加入を促進し、地域活動に参加してもらう必要がある。
 - ・自治会によっては、環境担当を置いており、このようなセクションと美化推進員との連携方法などが確立されていない。
 - ・自治会などで扱う環境の分野を広げていく必要がある。
- など

○第５回 推進会議

平成 29 年 2 月 10 日（金）に開催された第 5 回の推進会議では、「開成町環境基本計画 2017～2024（素案）」について話し合いました。



第 5 回推進会議の様子

第 5 回 推進会議での主な意見

- ・子どもの頃から環境学習を実施していくことが重要である。
 - ・推進会議の人数を増やしていくことが重要である。
 - ・推進会議には、最前線で活動している人に参加してもらえると良い。
 - ・本計画を町民へ知ってもらうためには、町の HP（環境基本計画掲載ページ）を PR していくことや、広報等で周知していくことが重要である。
 - ・計画を実行していくためには、本計画の内容等について、自治会長が組長に伝えていくことが重要である。
- など